

第2章 本市の現状と課題

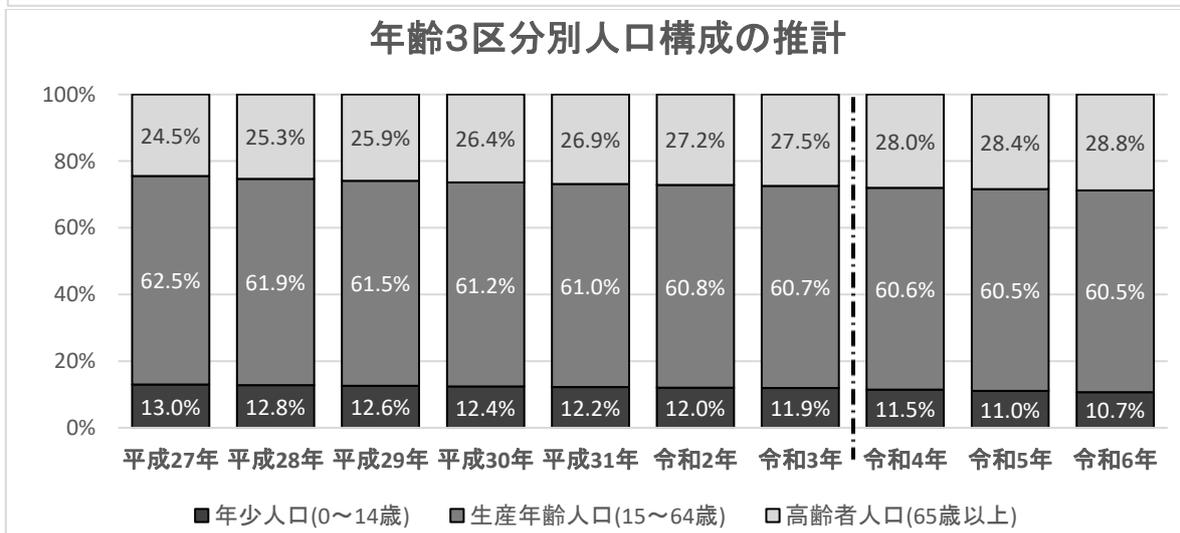
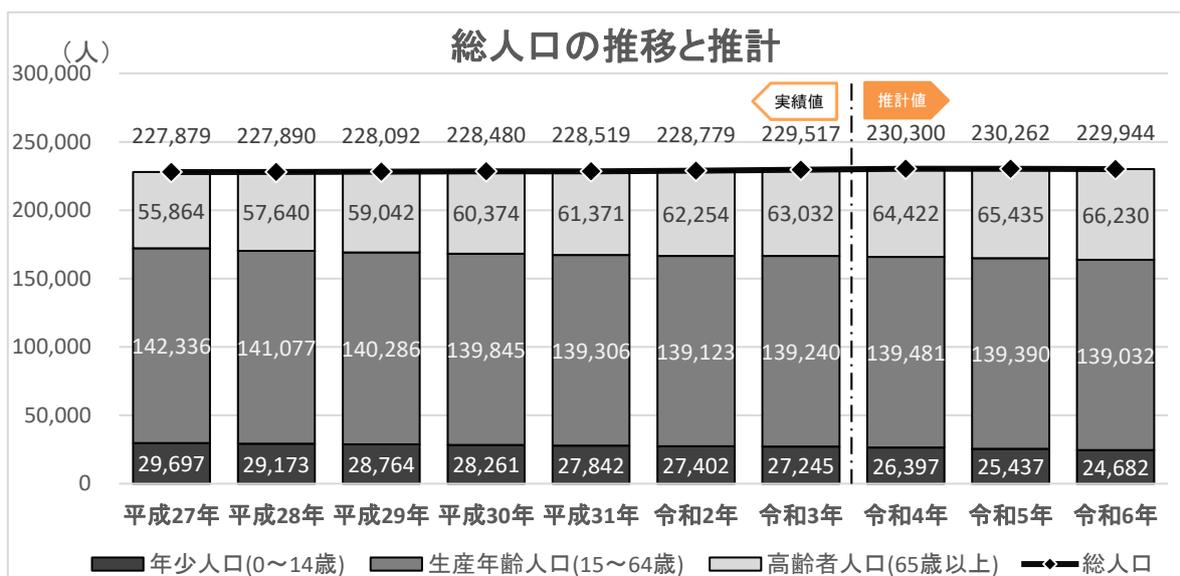
1. 統計からみる本市の現況

(1) 人口・世帯の現況

① 総人口の推移と推計

総人口はゆるやかに増加していますが、令和5年以降の推計値では減少することが予測されます。また、高齢者人口（65歳以上）が増加していく一方で、生産年齢人口（15～64歳）は一時的な増加が見られるものの減少傾向にあり、年少人口（0～14歳）については減少の一途をたどっていくことが見込まれます。

年齢3区分別人口構成についても、高齢者人口は毎年0.5ポイント前後の増加が見られるのに対し、生産年齢人口・年少人口は減少していくことが予測されます。特に年少人口は、令和4年以降の推計値において減少率が大きくなることが予測され、少子高齢化の進行がうかがえます。



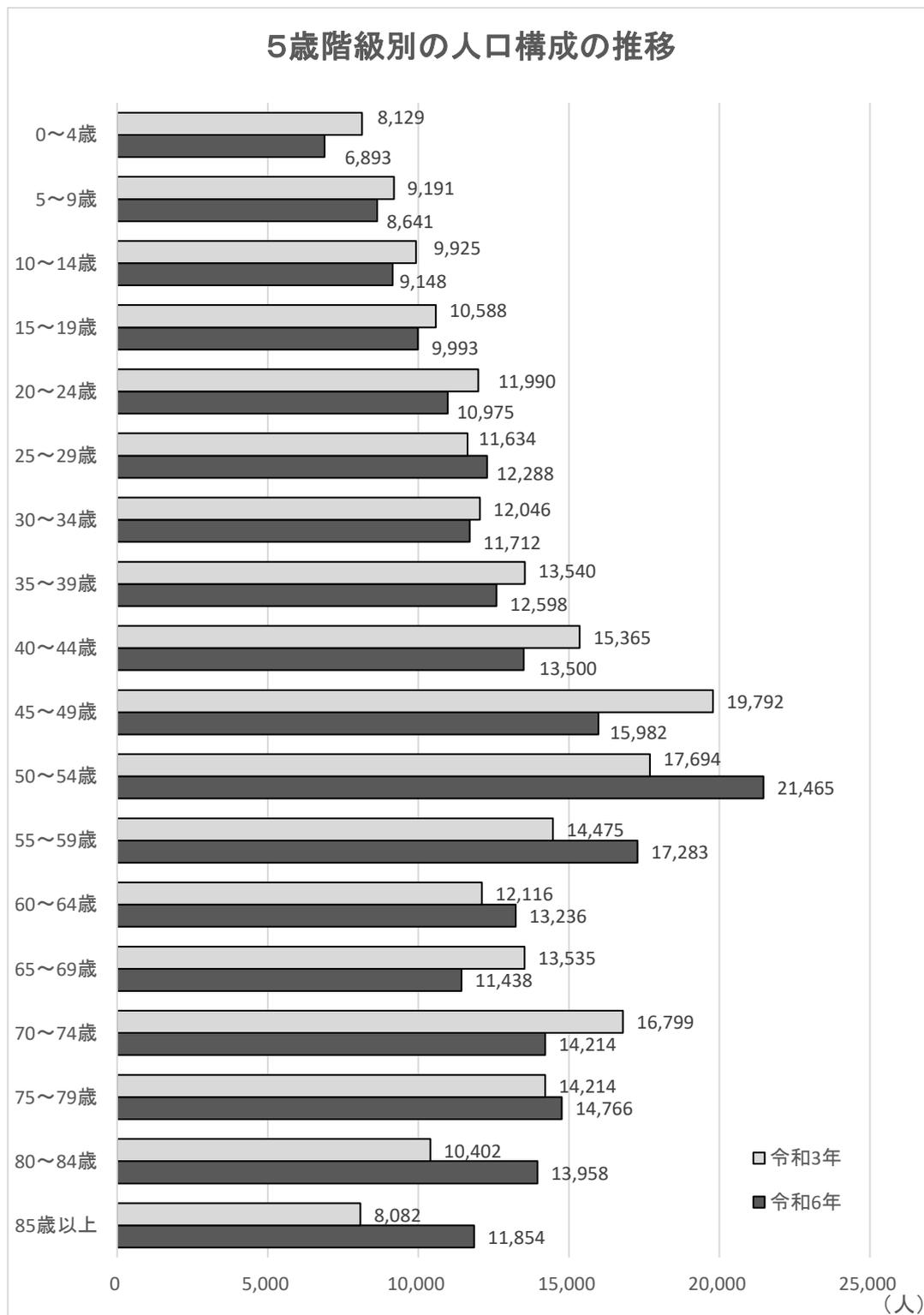
※小数点以下を四捨五入しているため、構成比の合計は必ずしも100%になりません。

資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

令和4年以降はコーホート要因法による推計値【統計あげお】

② 5歳階級別の人口構成

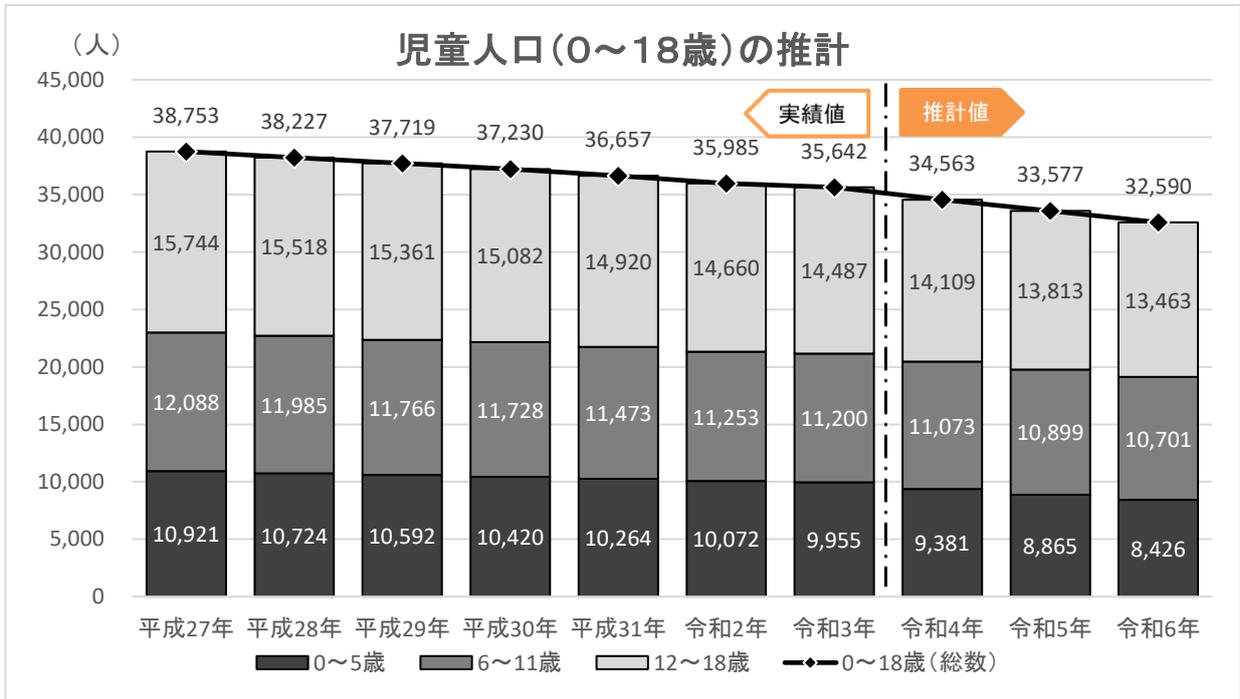
5歳階級別の人口構成では、令和3年においては45～54歳、70～74歳の年齢層が突出しています。令和6年の推計値においては、50～64歳、75～85歳以上の年齢層では増加が見られるものの、それ以外の年齢では横ばい又は減少傾向が見込まれます。



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（令和3年1月1日現在）
令和6年はコーホート要因法による推計値【統計あげお】

③ 児童人口の推計

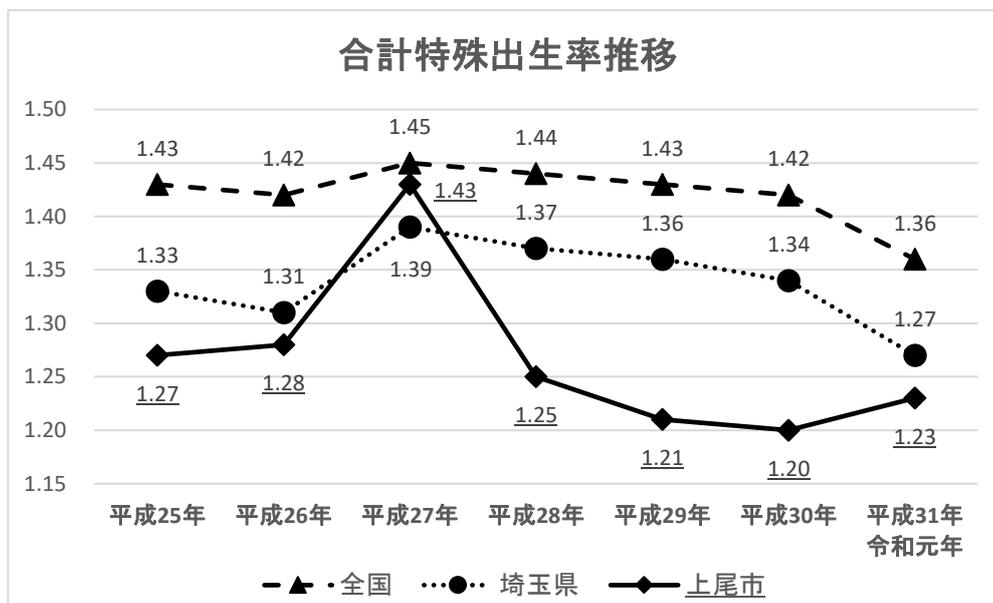
0～18歳の児童人口の総数は減少しており、令和4年以降の推計値では、減少幅がより大きくなると予測されます。年齢別に見ると、0～5歳の減少率が最も大きくなっています。



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）
令和4年以降はコーホート要因法による推計値【統計あげお】

④ 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成27年を除いて全国や埼玉県の平均を下回っており、減少傾向で推移しています。平成31年（令和元年）は1.23で、前年と比べて微増しています。

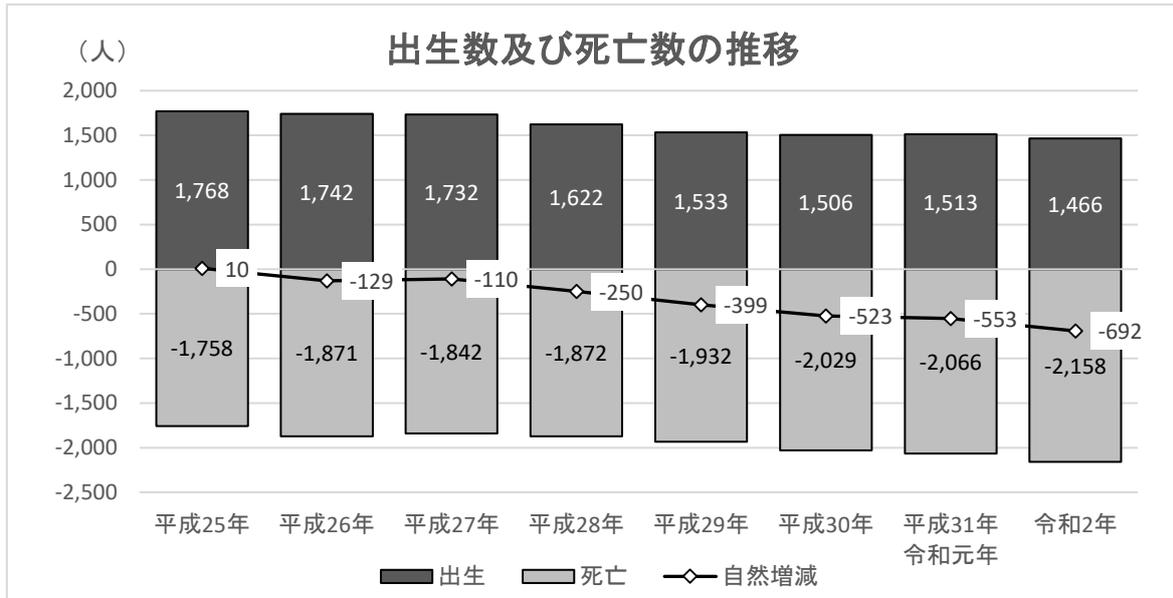


資料：人口動態総覧、埼玉県保健統計年報

⑤ 人口動態の推移

I. 自然動態の推移

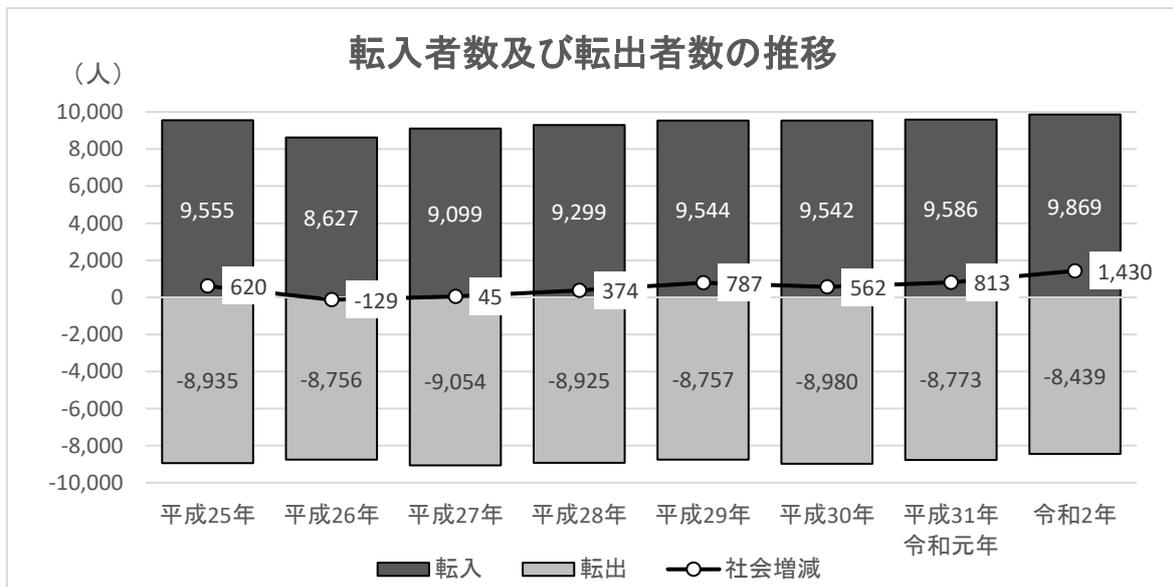
自然動態（出生・死亡による人口動態）は平成 26 年以降、死亡者数が出生者数を上回っており、人口の自然増減はマイナスで推移しています。減少幅については年々大きくなっています。



資料：統計あげお

II. 社会動態の推移

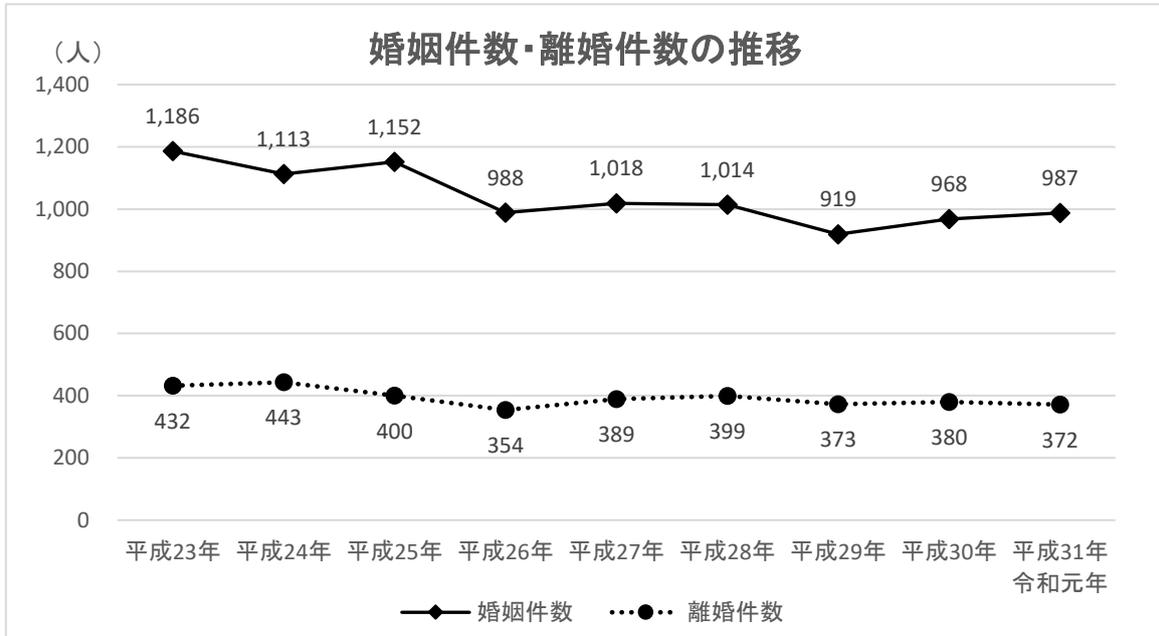
社会動態（転入・転出による人口動態）は、平成 26 年を除いてプラスとなっており、転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向が続いています。令和 2 年は、前年と比較しおよそ 1.8 倍のプラスとなっています。



資料：統計あげお

⑥ 婚姻件数・離婚件数の推移

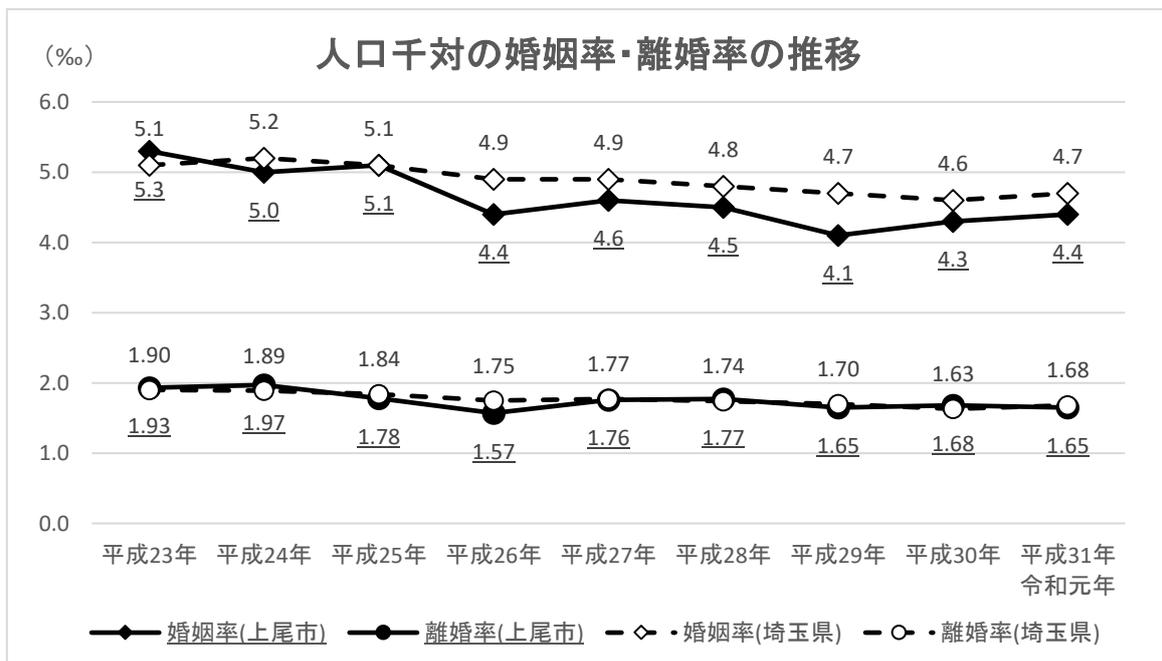
婚姻件数は、平成30年、31年（令和元年）はそれぞれ前年に比べ増加しています。しかし、平成23年の1,186件と比較すると、平成31年（令和元年）は199件減少しており、長期的に見ると減少傾向となっています。離婚件数は横ばいで推移しており、平成31年（令和元年）は372件となっています。



資料：埼玉県保健統計年報

⑦ 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率はゆるやかに減少しており、平成26年以降は埼玉県を下回る数値が続いています。離婚率は埼玉県とほぼ同じ数値で推移しており、やや減少傾向にあります。

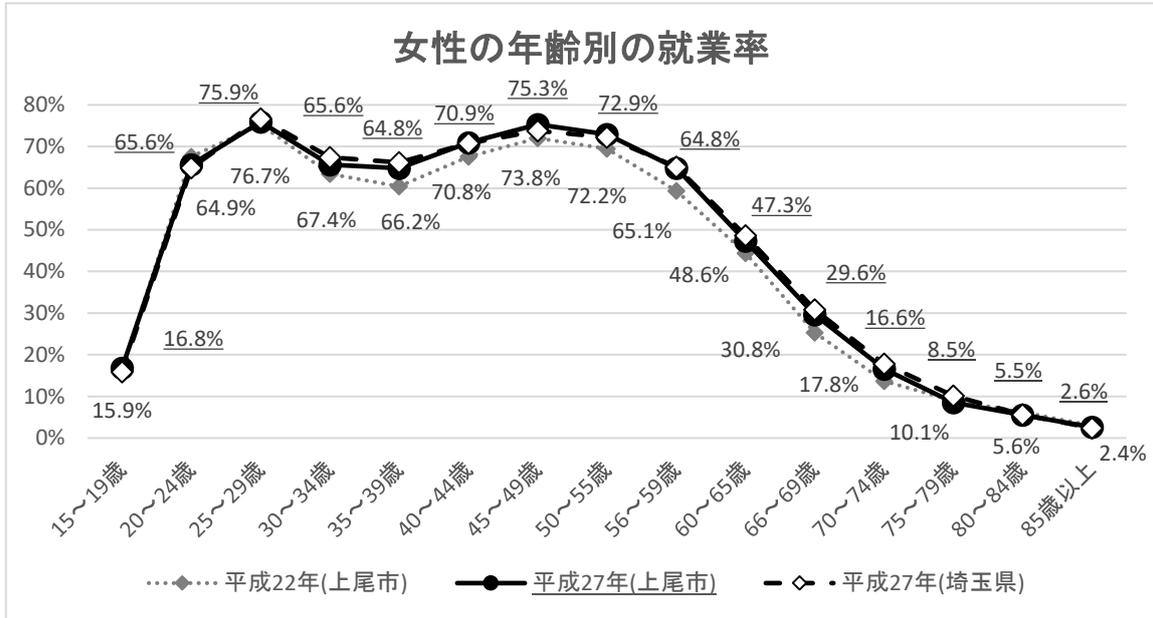


【注】%：パーミル（千分率）

資料：埼玉県保健統計年報

⑧ 女性の就労状況

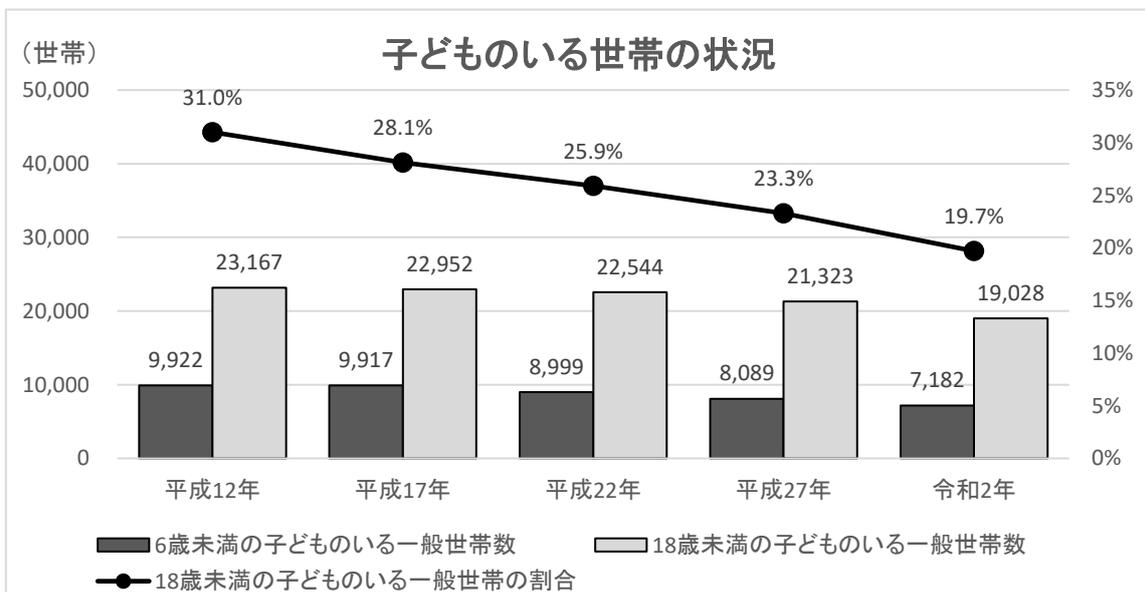
本市における女性の就業率は、埼玉県とほぼ同じような傾向となっており、出産・子育て期の人が多くなる30代の就業率低下、いわゆる「M字カーブ」の特徴が見られます。平成22年と比較すると谷が浅くなっており、解消傾向にあることがうかがえるものの、20代後半、40代と比べると、依然として30代の就業率が低い状況となっています。



資料：国勢調査（数値は平成27年の上尾市と埼玉県のみ表示）

⑨ 子どものいる世帯の状況

一般世帯における18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、年々減少しています。令和2年は19.7%であり、平成12年と比較すると11.3ポイント低下しています。

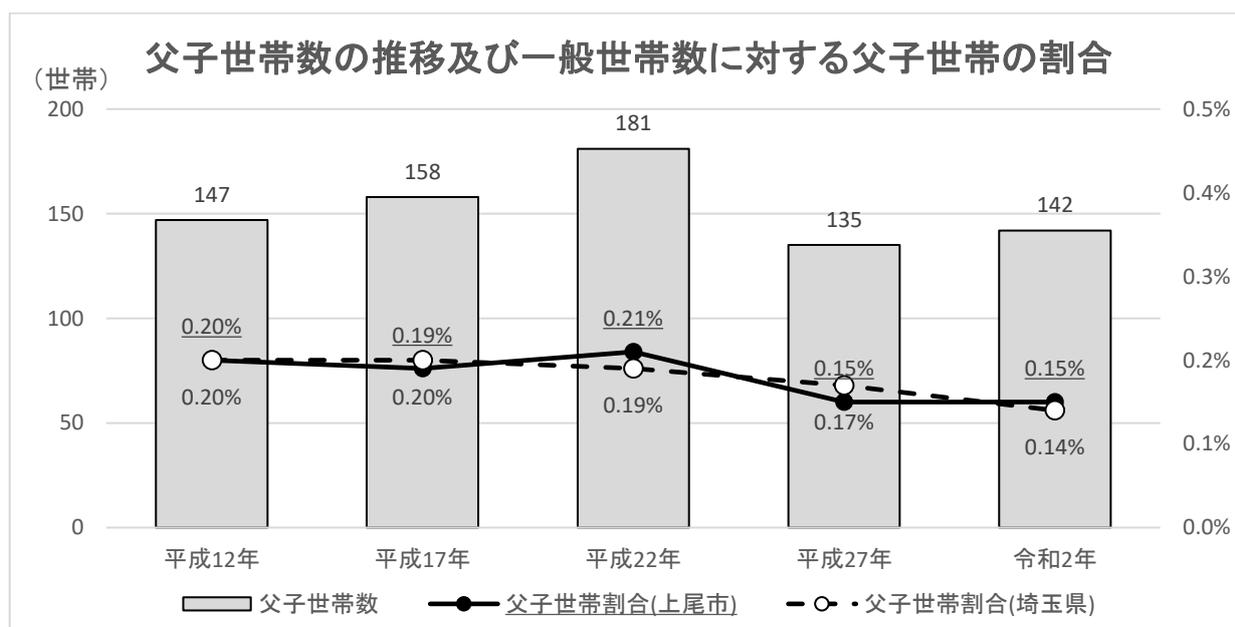
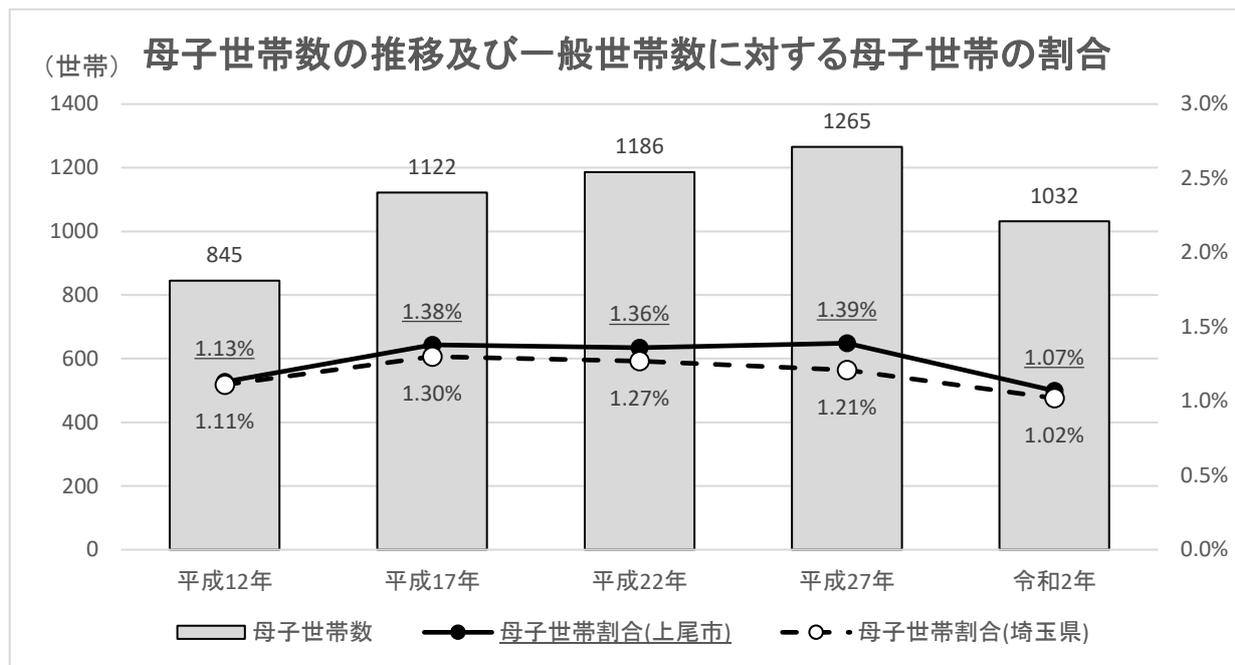


資料：国勢調査

⑩ ひとり親世帯の状況（母子・父子世帯の推移）

母子世帯数は増加傾向で推移しており、一般世帯数に対する母子世帯の割合も増加していましたが、令和2年は世帯数・世帯割合ともに減少しています。令和2年の母子世帯の割合は1.07%であり、埼玉県の数値をやや上回っています。

父子家庭数は年によって増減の波がありますが、令和2年については平成27年より増加しています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は横ばいであり、埼玉県をやや上回る数値となっています。

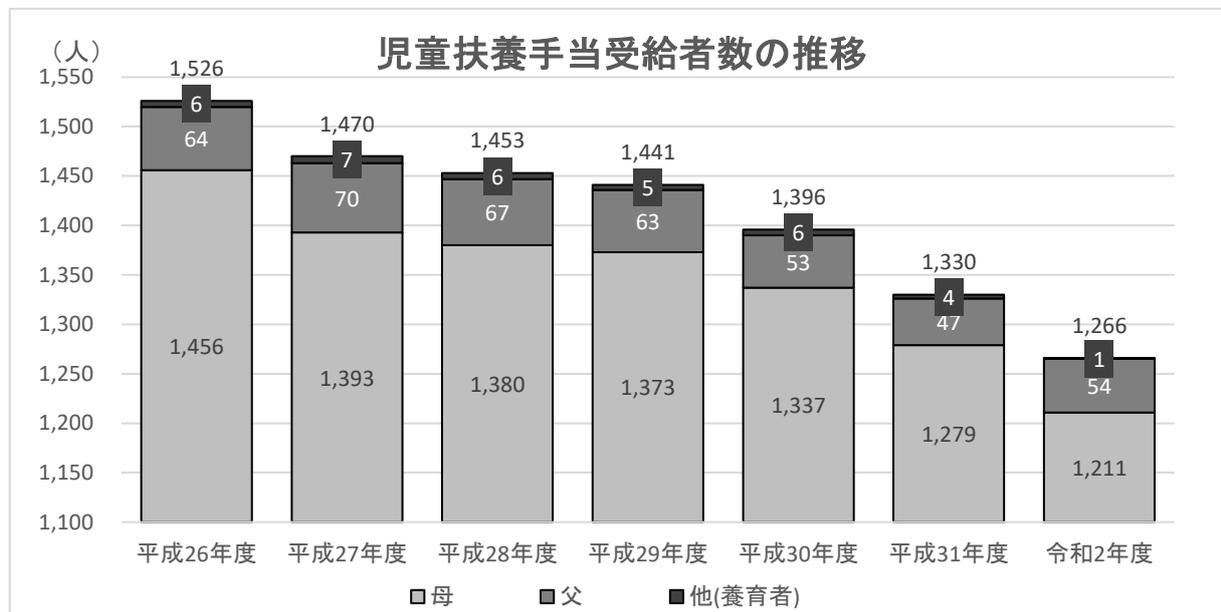


※母子世帯及び父子世帯とは、核家族世帯のうち、未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯をいいます。

(2) 経済的支援の現況

① 児童扶養手当受給者数

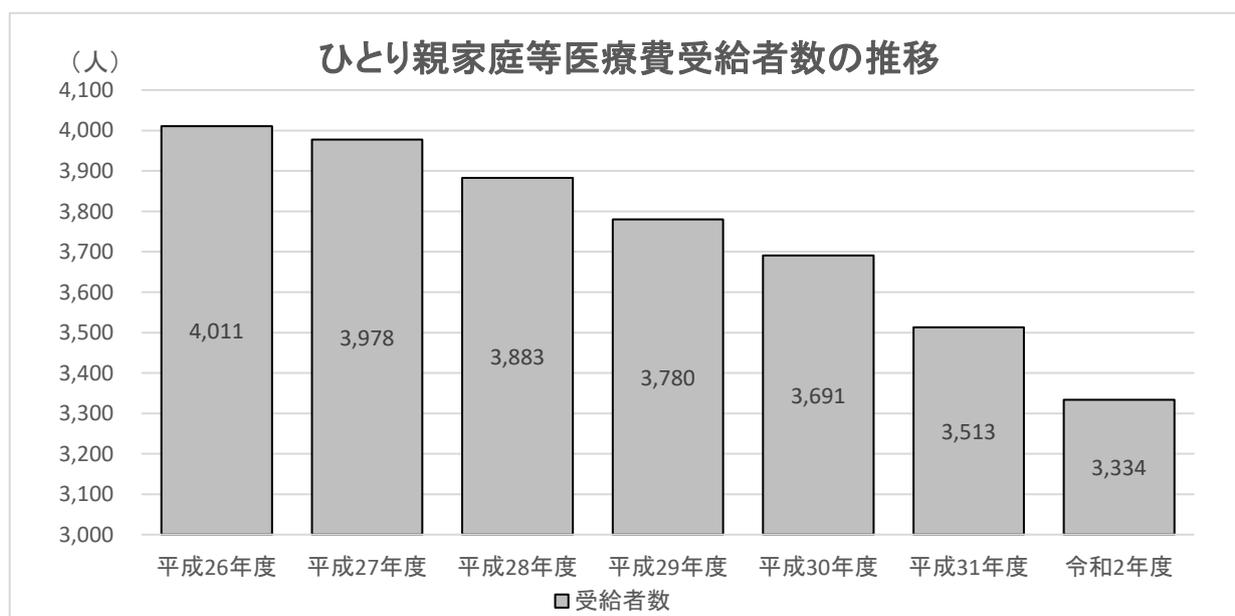
本市の児童扶養手当受給者数は、減少傾向で推移しています。令和2年度は1,266人であり、平成26年度と比べると260人減少しています。



資料：子ども支援課（各年3月末日現在）

② ひとり親家庭等医療費受給者（父母等、児童）数

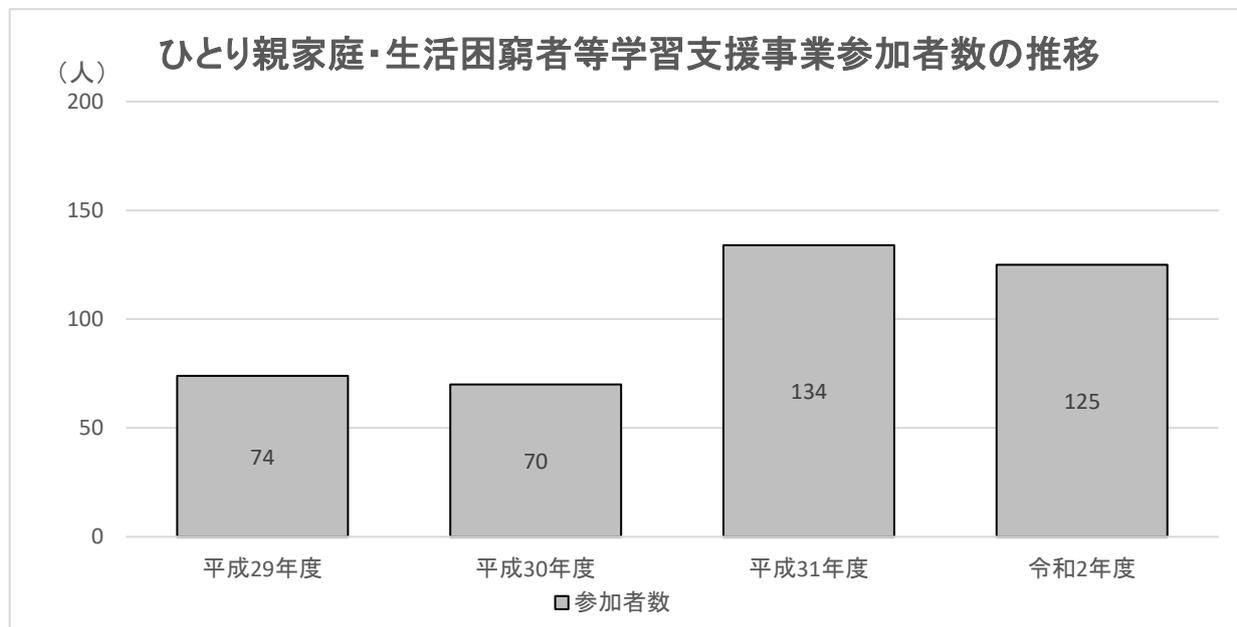
ひとり親家庭等医療費受給者数についても年々減少しており、令和2年度と平成26年度を比較すると、677人減少しています。



資料：子ども支援課（各年3月末日現在）

③ ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援事業参加者数

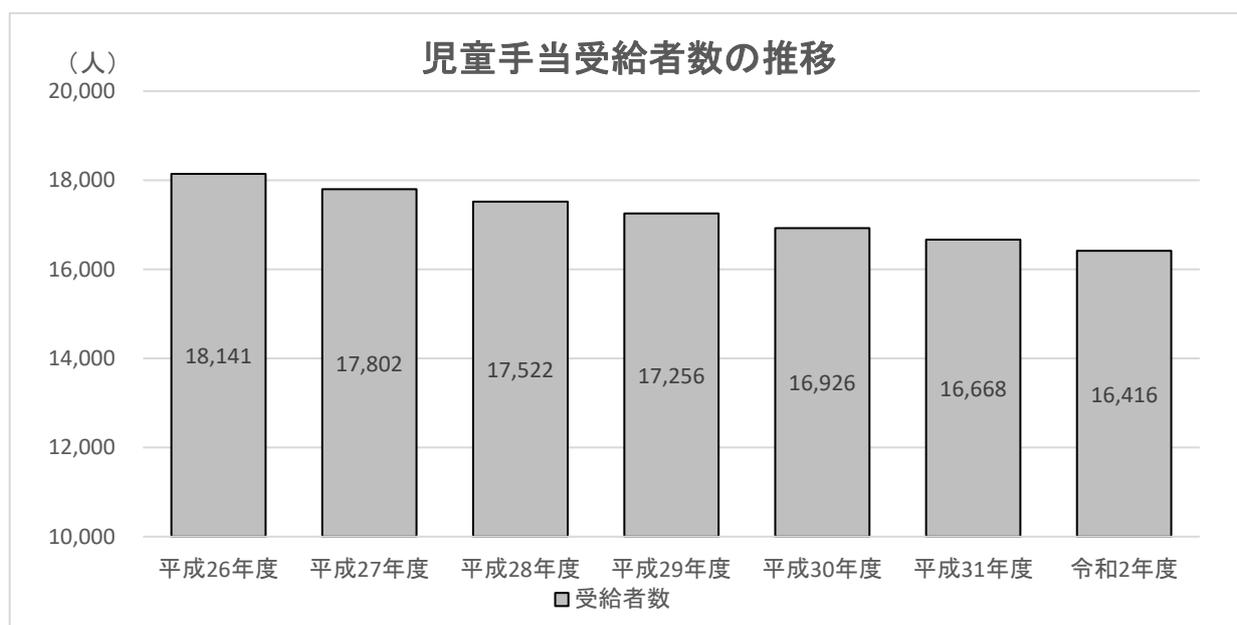
ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援事業参加者数は、平成31年度に大幅な増加があり、前年度比約1.9倍となっています。令和2年度の参加は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、125人でした。



資料：子ども支援課（各年3月末日現在）

④ 児童手当受給者数の推移

児童手当受給者数は、毎年およそ300人前後の減少となっています。少子化に伴い、今後さらに減少していくものと推測されます。

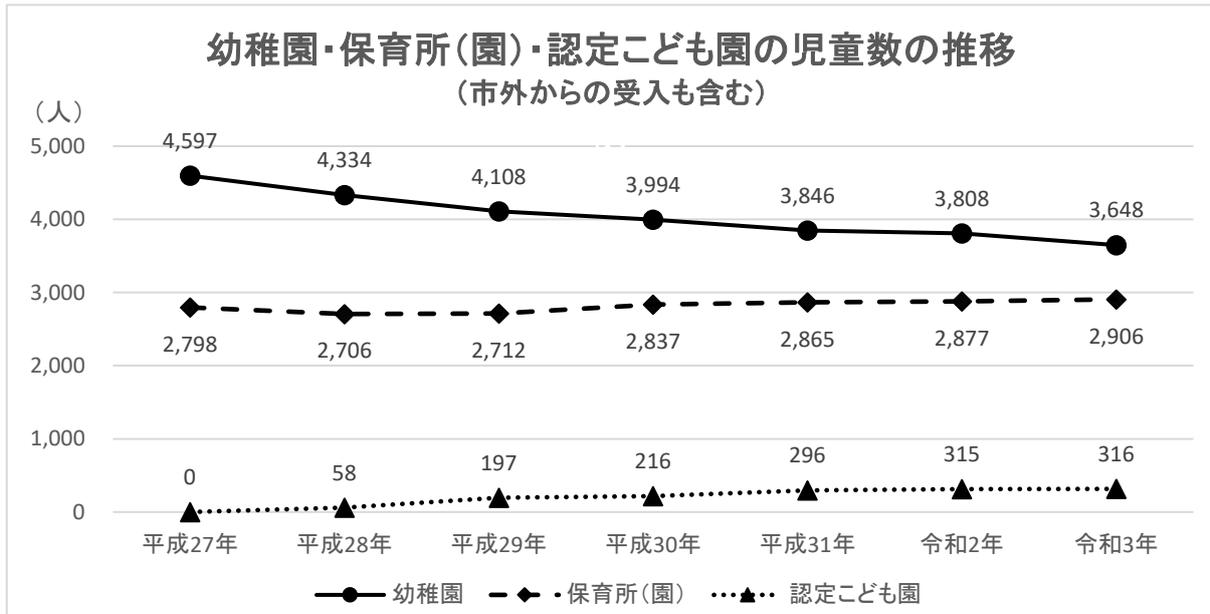


資料：子ども支援課（各年3月末日現在）

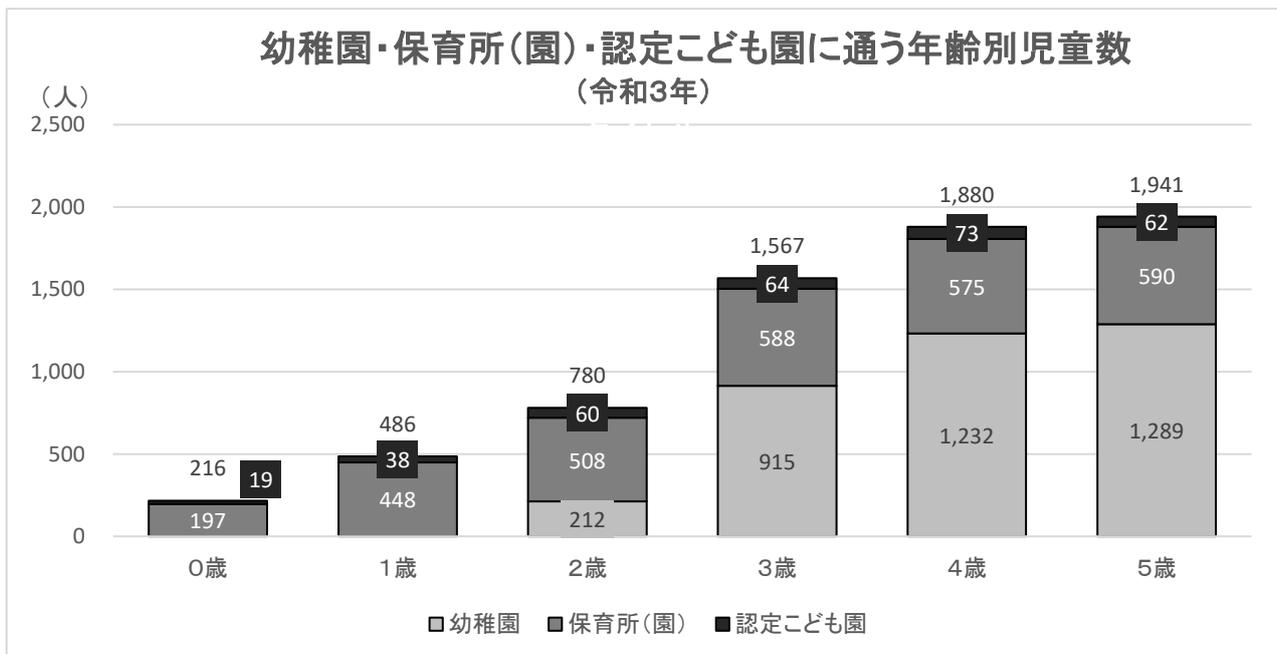
(3) 教育分野の現況

① 幼稚園・保育所(園)・認定こども園の児童数の推移

令和3年4月現在、本市には幼稚園が18園、保育所(園)が36園、認定こども園が4園あります。幼稚園の児童数が減少傾向にある一方で、保育所(園)と認定こども園の児童数は年々増加しており、保育ニーズの高まり等が影響しているものと考えられます。なお、平成27年から令和3年の間に、通園する児童数の合計は525人減少しています。



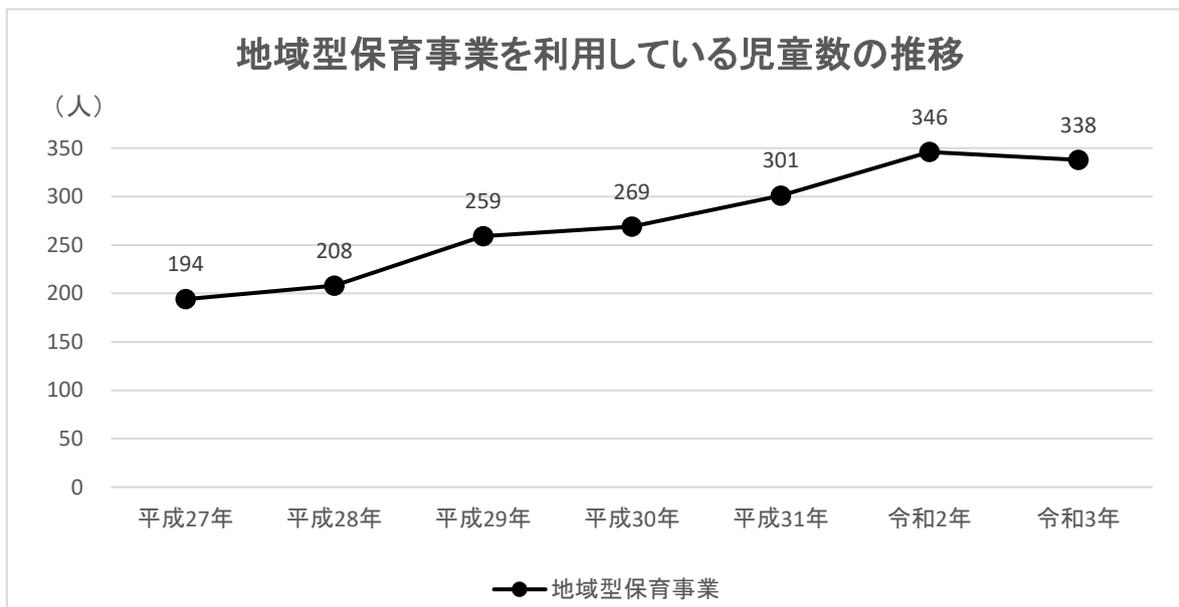
資料：保育課（各年4月1日現在）、学校基本調査（各年5月1日現在）



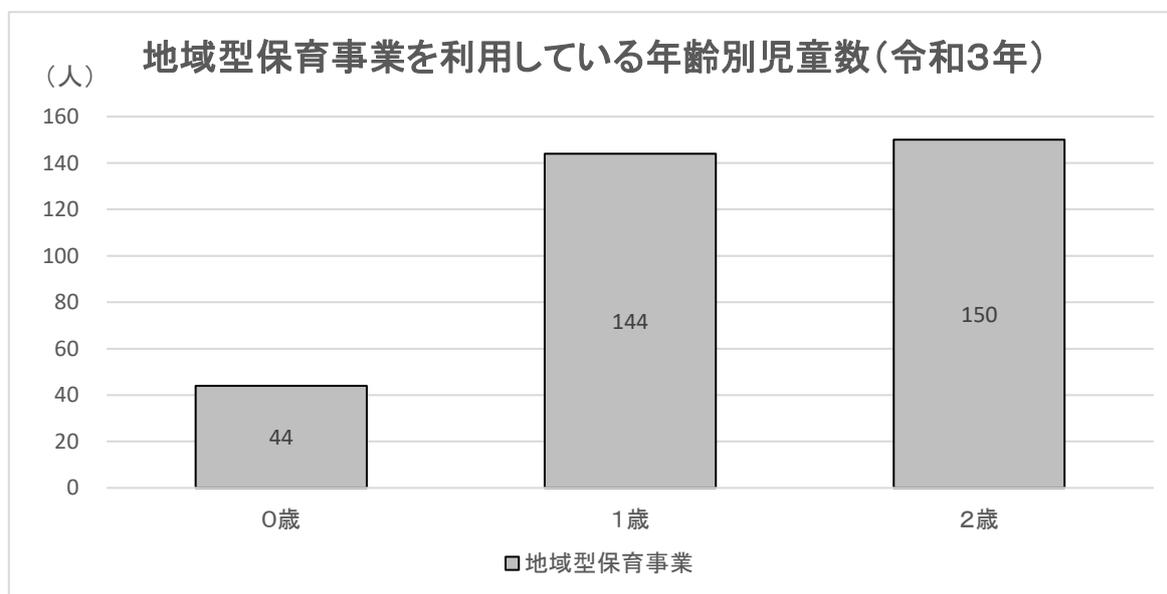
資料：保育課（令和3年4月1日現在）、学校基本調査（令和3年5月1日現在）

② 地域型保育事業を利用している児童数の推移

地域型保育事業とは、定期的に保育が必要な3歳未満の子どもを対象とする、自治体の認可事業として行われる保育サービスです。地域型保育事業を利用している児童数は、保育ニーズの増加等に伴い増加傾向で推移しています。令和3年4月現在で338人が利用しており、平成27年と比較すると144人増加しています。



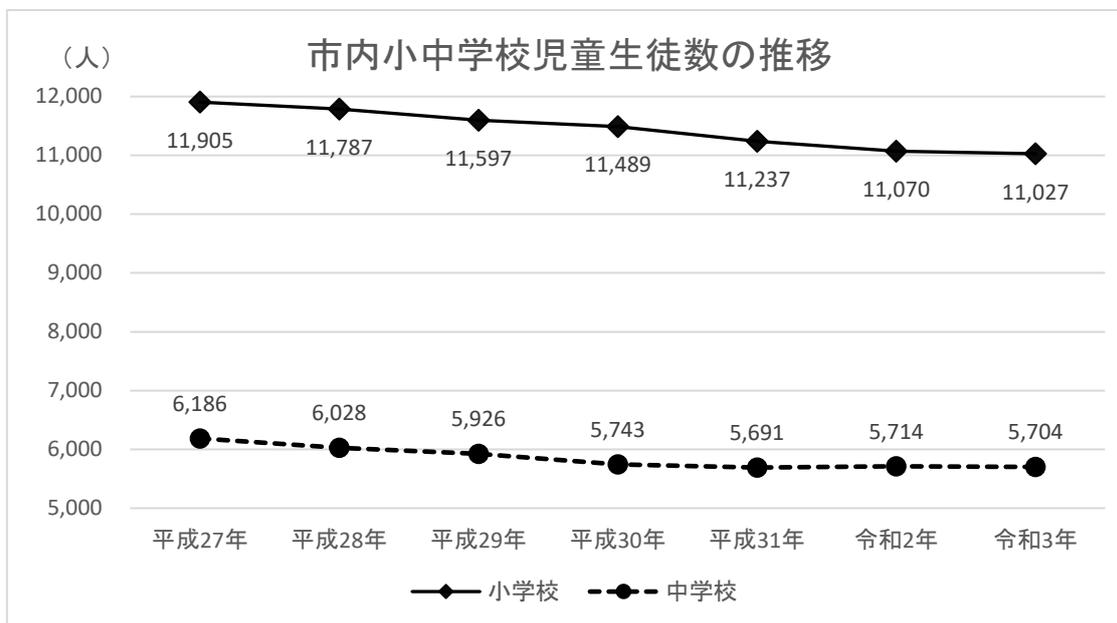
資料：保育課（各年4月1日現在）



資料：保育課（令和3年4月1日現在）

③ 市内小中学校児童生徒数の推移

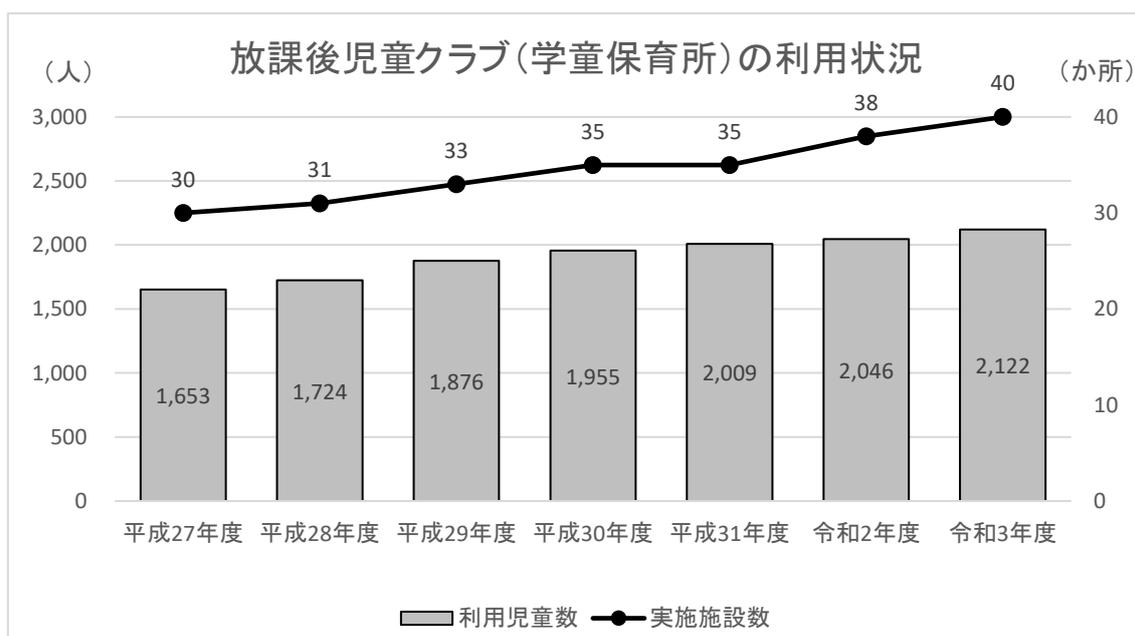
市内小中学校の児童生徒数は、ゆるやかな減少傾向にあります。平成27年と令和3年の児童生徒数を比較すると、小学校は878人減、中学校は482人減となっています。



資料：学務課（各年4月現在）

④ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブ(以下、学童保育所と称します)の利用児童数は、年々増加しています。令和3年は2,122人の利用があり、平成27年と比較すると、469人の増加となりました。利用ニーズの高まりに合わせ、施設整備を進めており、令和3年の実施施設数は40か所となっています。



資料：青少年課

2. 「上尾市子どもの生活実態調査」の概要

(1) 調査目的

本調査は、子どもの貧困対策を推進するために取り組むべき課題や施策の方向性等を定める「子どもの貧困対策計画」の策定にあたり、本市の子どもの生活実態を把握するために実施しました。

(2) 調査の種類と調査対象

計画を策定するにあたり、以下の調査を行いました。

種類	目的	調査概要
①子どもの生活実態調査 (アンケート)	子どもがいる家庭の生活状況や子どもの様子、子育ての悩みや困りごと等の実態把握	以下の対象者に対しアンケートを実施 A. 就学前児童保護者 500人 B. 小学5年生・中学2年生児童生徒 1,984人 (小学5年生998人、中学2年生986人) C. 調査Bの保護者 1,984人 D. 中学卒業以降の子ども 500人 ※A、Dは住民基本台帳より無作為抽出 ※B、Cは地区ごとに選出した学校単位
②子どもの生活実態調査 (関係団体アンケート)	貧困の状況にあると思われる子どもや家庭における課題・支援ニーズ等、市民に対するアンケート調査だけでは見えにくい実態の把握	公立保育所(12園)、市立小学校(22校)・市立中学校(11校)、学童保育所(40か所)計85団体
③社会資源調査 (グループヒアリング)	地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握	市内子育て支援団体、子どもの学習支援団体、子ども食堂、フードパントリー、外国人市民への支援に関連する各団体、グループ、座談会形式のグループヒアリングを実施 計10団体

(3) 調査方法及び調査期間

調査方法

① アンケート

A就学前児童保護者及びD中学卒業以降の子どもへの調査は郵送による配布・回収。

B小学5年生・中学2年生児童生徒及びC保護者への調査は、学校を經由した配布・回収。

② 関係団体アンケート

調査票をメールにより配布・回収し、意見聴取を実施。

③ グループヒアリング

事前調査票「子どもの貧困対策計画策定のためのグループヒアリングシート調査票」を配布後、複数の団体がともに意見を出し合う座談会形式によるヒアリングを実施。

○調査期間

- ① 令和3年6月中旬～7月7日(水)
- ② 令和3年7月中旬～7月30日(金)
- ③ 令和3年7月28日(水)～7月30日(金)

(4) 調査項目

① 子どもの生活実態調査（アンケート）

調査項目については、令和2年3月に内閣府より示された「令和元年度 子供の貧困実態調査に関する研究」における「共通で調査することが望ましい項目」、平成30年度に埼玉県が実施した「子どもの生活に関する調査」における項目等を参考としました。

設問は、大きく「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）が掲げる重点施策である「教育」「生活環境」「保護者の就労」「経済状況」に関する項目のほか、「家族構成・家庭環境」「支援の状況・希望」の2分類を加えた計6分類の項目から構成しました。

② 子どもの生活実態調査（関係団体アンケート）

- ・生活困難な状況を抱えている子ども・家庭との関わりの程度について
- ・子どもや家庭の特徴・状況について
- ・ヤングケアラーとしての役割を担う子どもの事例について
- ・子どもや保護者に対し組織的に行っている支援策とその具体的内容・課題について
- ・連携している行政関係機関、連携の具体的内容・課題について
- ・子どもの貧困や子育て全般に対する支援策について
- ・各教育・保育機関が行うべき支援、果たすべき役割について

③ 社会資源調査（グループヒアリング）

②の内容と同様です。

(5) 回答状況

① 子どもの生活実態調査（アンケート）

区 分	対象者数	有効回収数（回収率）
A 就学前児童保護者	500	351 (70.2%)
B 小学5年生・中学2年生児童生徒	1,984	1,713 (86.3%)
C 小学5年生・中学2年生児童生徒保護者	1,984	1,718 (86.6%)
D 中学卒業以降の子ども	500	224 (44.8%)

(6) 生活困難度の判定について

【判定の方法】

生活困難度の判定については、埼玉県で平成30年度に実施された「子どもの生活に関する調査」における生活困難層の判定方法を参考とし、調査の各設問（要素1→世帯人員、世帯の年間手取り収入、要素2→ライフラインに関わる支払いの滞り等）により生活困難度を判定しました。

生活困難度は「生活状況」と表現し、生活困難層（生活困難層Ⅰ～Ⅲ）、中間層（生活困難層Ⅳ・Ⅴ）、非該当層（非生活困難層）の3区分とします。

生活状況	生活困難層			中間層		非該当層		
世帯員	生活困難層Ⅰ	生活困難層Ⅱ	生活困難層Ⅲ +要素2が2つ以上	生活困難層Ⅳ +要素2が1つ以下	生活困難層Ⅴ	非生活困難層	非生活困難層	参考 国基準
2人	85万円未満	175万円未満	260万円未満	345万円未満	430万円未満	430万円以上	173万円	
3人	105万円未満	210万円未満	315万円未満	420万円未満	525万円未満	525万円以上	211万円	
4人	120万円未満	245万円未満	365万円未満	485万円未満	605万円未満	605万円以上	244万円	
5人	135万円未満	275万円未満	410万円未満	545万円未満	680万円未満	680万円以上	273万円	
6人	150万円未満	300万円未満	450万円未満	600万円未満	750万円未満	750万円以上	299万円	
7人	160万円未満	325万円未満	485万円未満	645万円未満	805万円未満	805万円以上	323万円	
8人	175万円未満	345万円未満	520万円未満	695万円未満	870万円未満	870万円以上	345万円	
9人	185万円未満	365万円未満	550万円未満	735万円未満	920万円未満	920万円以上	366万円	

同一の封筒により回収された保護者調査票と児童生徒調査票に対し、ナンバリングによる紐付けを行うことにより、児童生徒調査においても、生活状況別の分析を行っています。

【要素 1】

世帯人員と世帯の手取り収入を県の示す基準に照らし合わせ、生活困難層と非生活困難層に振り分けます。

設問番号	内容
【就学前児童保護者】 問 5 【児童生徒保護者】 問 4	あなたとお子さんを含めた、家族全員の人数は何人ですか。 1. 2人 2. 3人 3. 4人 4. 5人 5. 6人 6. 7人 7. 8人 8. 9人 9. 10人以上
【就学前児童保護者】 問 15 【児童生徒保護者】 問 13	昨年1年間（令和2年1月から12月）のご家族の手取り収入（税金や保険料を引いた、実際に手元に入ってくるお金）の額を教えてください。（就労で得た収入のほか、公的な手当や援助による収入なども含めた1年間の手取り収入になります。） 1. 収入はない（0円） 2. 1～50万円未満 3. 50～100万円未満 4. 100～175万円未満 5. 175～210万円未満 6. 210～245万円未満 7. 245～275万円未満 8. 275～300万円未満 9. 300～350万円未満 10. 350～400万円未満 11. 400～500万円未満 12. 500～600万円未満 13. 600～700万円未満 14. 700～800万円未満 15. 800～900万円未満 16. 900～1000万円未満 17. 1000万円以上 ※P2の表の所得段階に近い選択肢（金額）の区分を適用。

【要素 2】

生活困難層ⅢとⅣの区分に使用するもので、

過去1年間に購入できなかった経験、支払えなかった経験について、

- ①食料 ②衣服 ③電話料金 ④電気料金 ⑤ガス料金 ⑥水道料金 ⑦家賃

上記の7項目のうち、2項目以上に該当する人を生活困難層Ⅲ、1つ以下の人を生活困難層Ⅳと判定します。

設問番号	内容
【就学前児童保護者】 問 17 【児童生徒保護者】 問 15	過去1年間の家族が必要とする食料が買えなかった経験 「よくあった」「ときどきあった」のいずれかを選択
【就学前児童保護者】 問 18 【児童生徒保護者】 問 16	過去1年間の家族が必要とする衣服が買えなかった経験 「よくあった」または「ときどきあった」のいずれかを選択
【就学前児童保護者】 問 20 【児童生徒保護者】 問 18	過去1年間の料金未払い経験 「電話料金」「電気料金」「ガス料金」「水道料金」「家賃」のいずれかで「あった」を選択

アンケート調査における生活困難層の割合

生活困難層の割合は、全体では9.4%、就学前児童保護者調査では7.9%、小5・中2児童生徒保護者調査では9.7%となっています。

各調査における生活困難層の割合（無回答を除く）

全体 (上段:実数、下段:%)

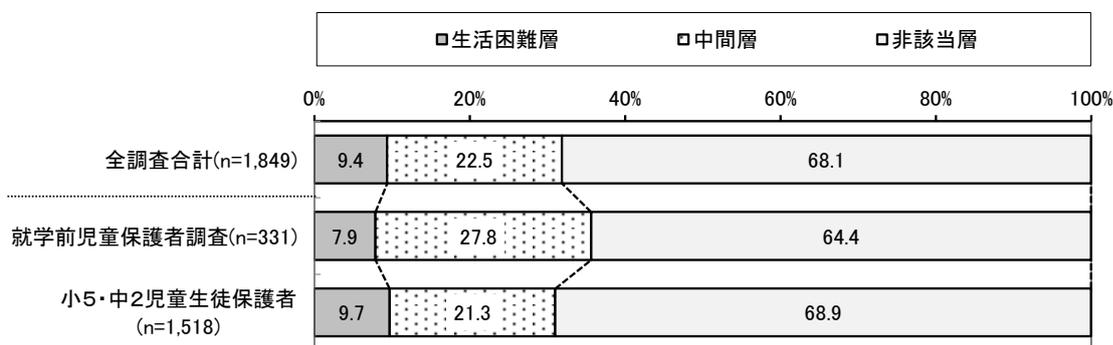
調査数	生活困難層	中間層	非該当層
1,849	174	416	1,259
100.0	9.4	22.5	68.1

就学前児童保護者調査

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
331	26	92	213
100.0	7.9	27.8	64.4

小5・中2児童生徒保護者調査

調査数	生活困難層	中間層	非該当層
1,518	148	324	1,046
100.0	9.7	21.3	68.9



3. 「上尾市子どもの生活実態調査」の結果と分析

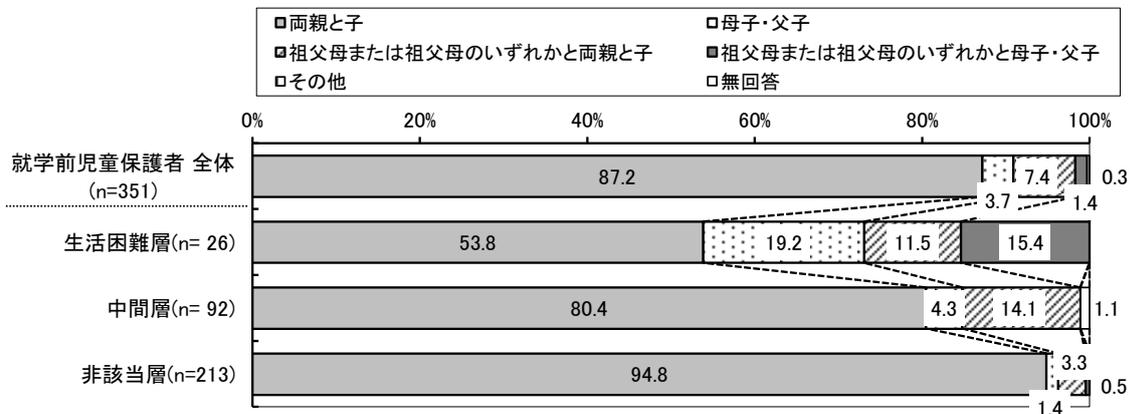
(1) アンケート調査

① 生活困難層の保護者や家庭の傾向

(I) 家族構成

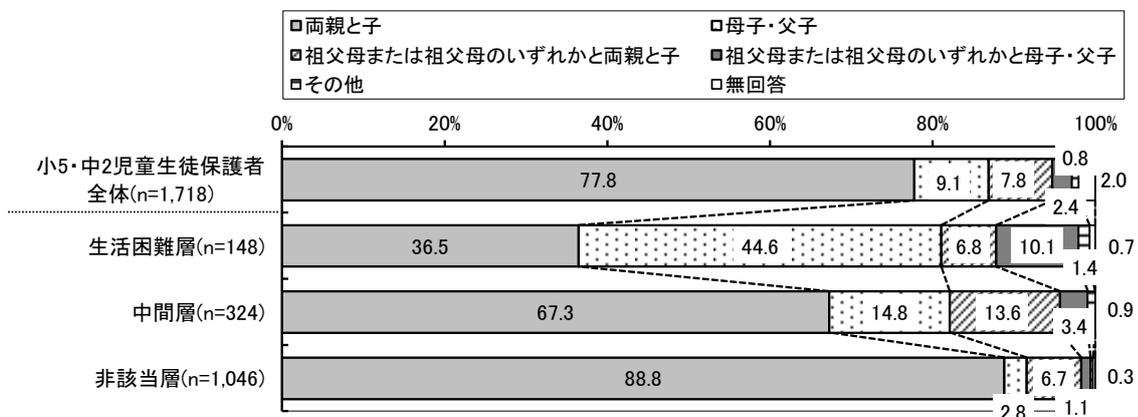
家族構成は、就学前児童保護者では、「両親と子」が 87.2%、「祖父母または祖父母のいずれかと両親と子」が 7.4%、「母子・父子」が 3.7%となっています。生活状況別では、生活困難層で「母子世帯・父子世帯」が 19.2%、「祖父母または祖父母のいずれかと母子・父子」が 15.4%と高く、非該当層の各 1.4%、3.3%を大きく上回ります。

【就学前児童保護者・生活状況別】家族構成



小5・中2児童生徒保護者では、「両親と子」が 77.8%、「母子・父子」が 9.1%、「祖父母または祖父母のいずれかと両親と子」が 7.8%となっています。生活状況別では、生活困難層で「母子・父子」が 44.6%と高く、中間層の 14.8%、非該当層の 2.8%を大きく上回ります。

【小5・中2保護者・生活状況別】家族構成

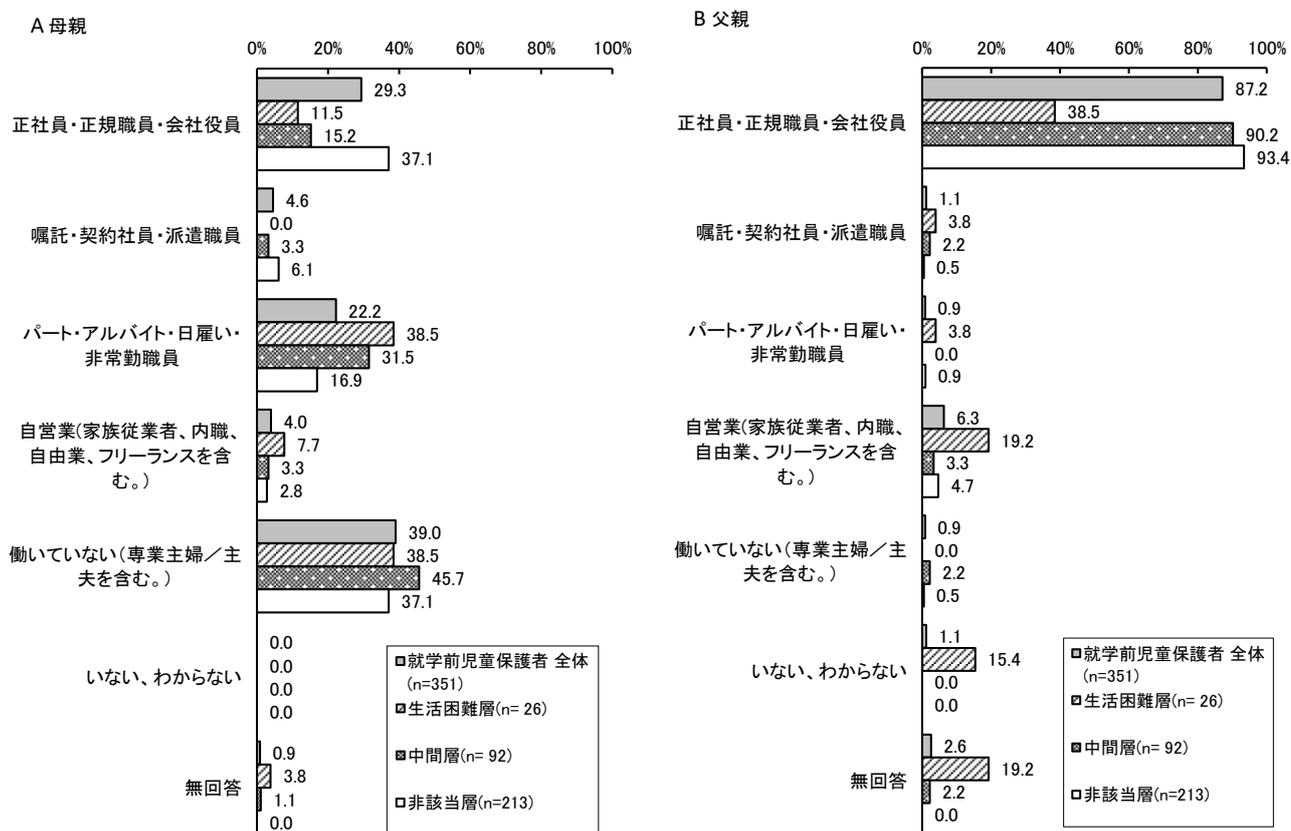


(Ⅱ) 親の就労状況

親の就労状況について、就学前児童保護者では、母親は「働いていない(専業主婦／主夫を含む。)」が39.0%で最も多く、次いで「正社員・正規職員・会社役員」が29.3%、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が22.2%となっています。生活状況別では、生活困難層で「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が38.5%と中間層の31.5%、非該当層の16.9%を上回ります。非該当層では「正社員・正規職員・会社役員」が37.1%であり、生活困難層の11.5%、中間層の15.2%を大きく上回ります。

父親は「正社員・正規職員・会社役員」が87.2%と大半を占めています。生活状況別では、生活困難層で「正社員・正規職員・会社役員」が38.5%と、中間層の90.2%、非該当層の93.4%を大きく下回ります。また、「自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む。)」が19.2%と他の層を上回ります。

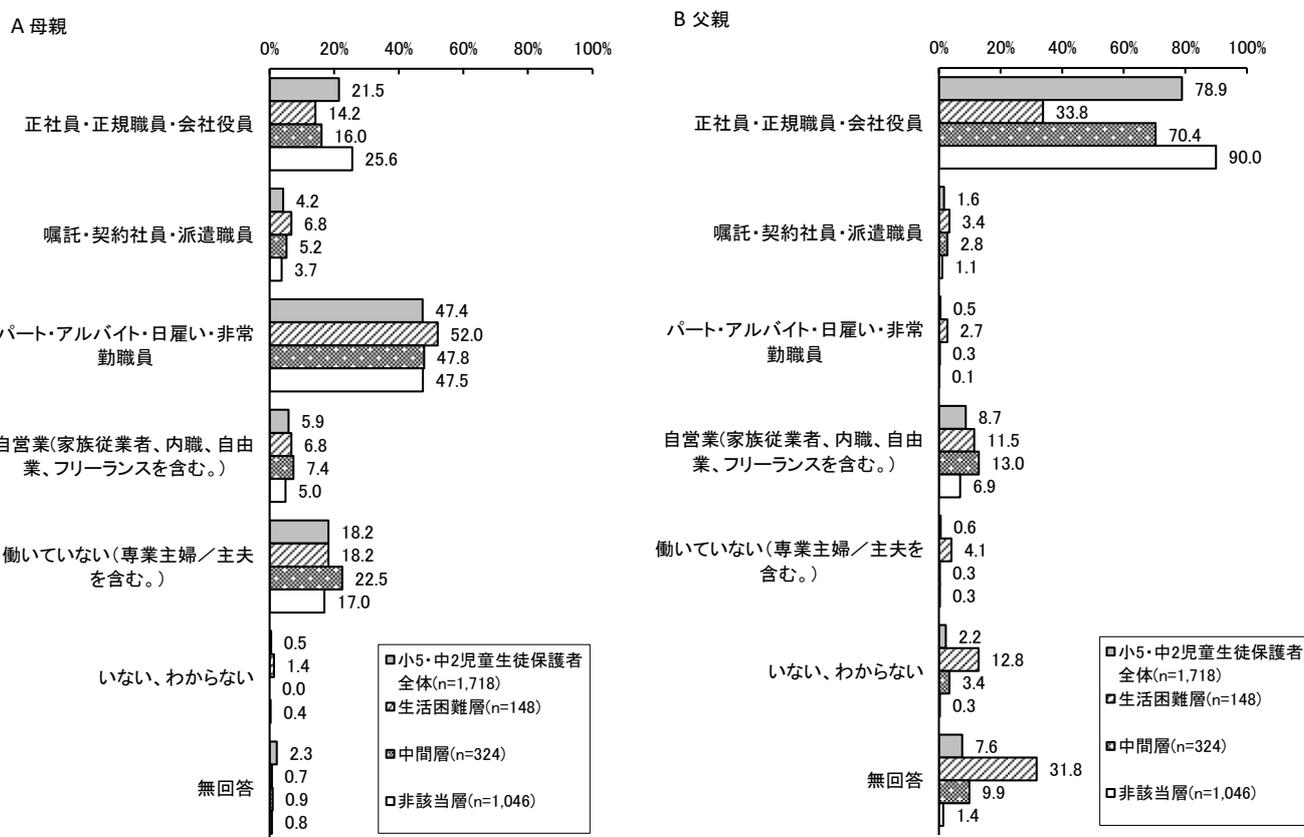
【就学前児童保護者・生活状況別】親の就労状況



小5・中2児童生徒保護者では、母親は「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が47.4%で最も多く、次いで「正社員・正規職員・会社役員」が21.5%、「働いていない（専業主婦／主夫を含む。）」が18.2%となっています。生活状況別では、生活困難層で「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が52.0%で他の層を上回ります。「正社員・正規職員・会社役員」の割合は、非該当層の25.6%が最も高くなっています。

父親は「正社員・正規職員・会社役員」が78.9%と大半を占めています。生活状況別では、「正社員・正規職員・会社役員」の割合は生活困難層ほど低くなっています。

【小5・中2保護者・生活状況別】親の就労状況

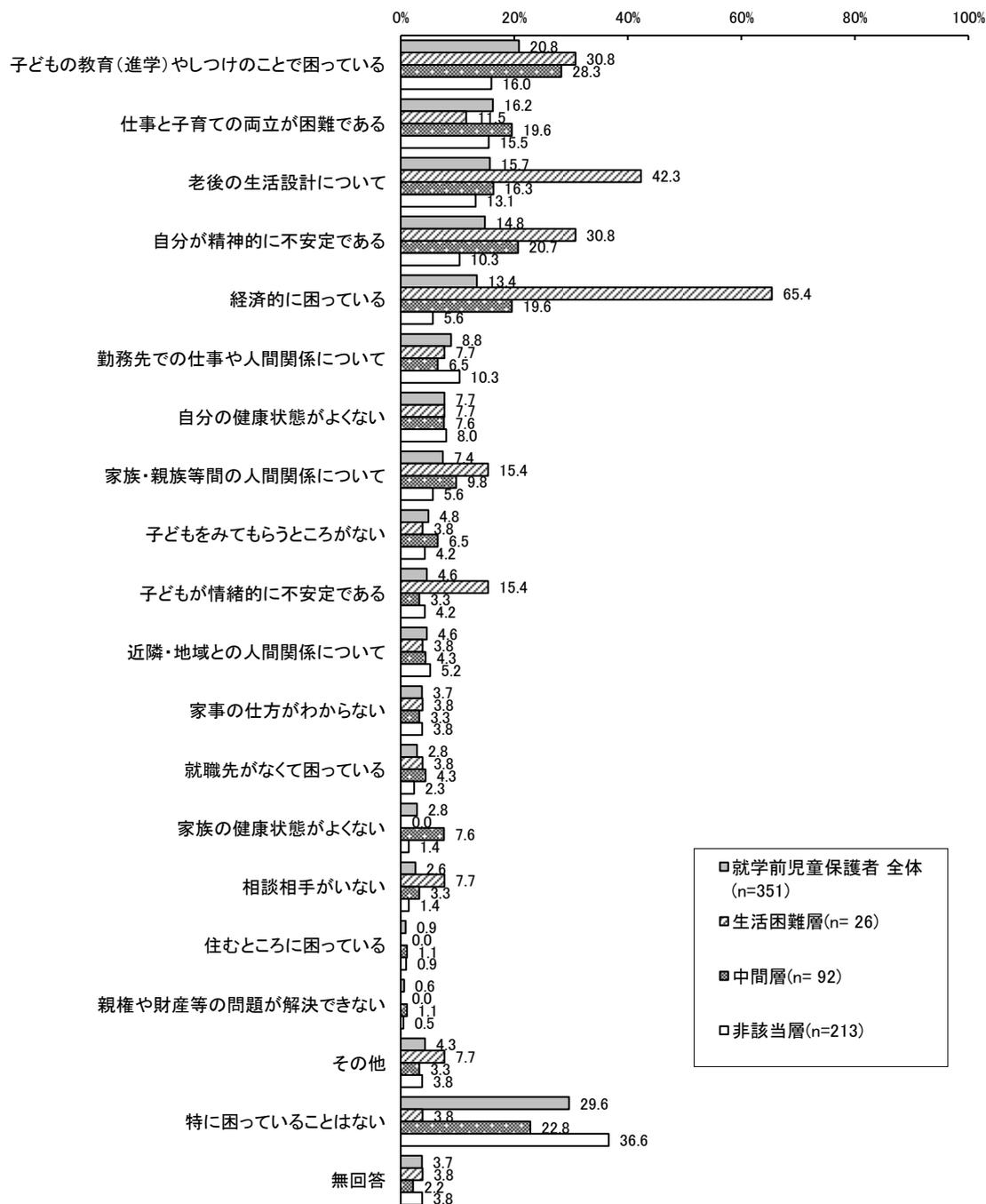


(Ⅲ) 現在の悩みや不安

現在の悩みや不安について、就学前児童保護者の生活状況別では、生活困難層の「経済的に困っている」が65.4%と最も高く、非該当層の5.6%を大きく上回ります。生活困難層では、次いで「老後の生活設計について」が42.3%、「子どもの教育（進学）やしつけのことで困っている」「自分が精神的に不安定である」がともに30.8%、「家族・親族等間の人間関係について」「子どもが情緒的に不安定である」がともに15.4%と多くの項目で他の層の割合を上回ります。

また、「特に困っていることはない」はわずかに3.8%であり、中間層の22.8%、非該当層の36.6%を大きく下回ります。

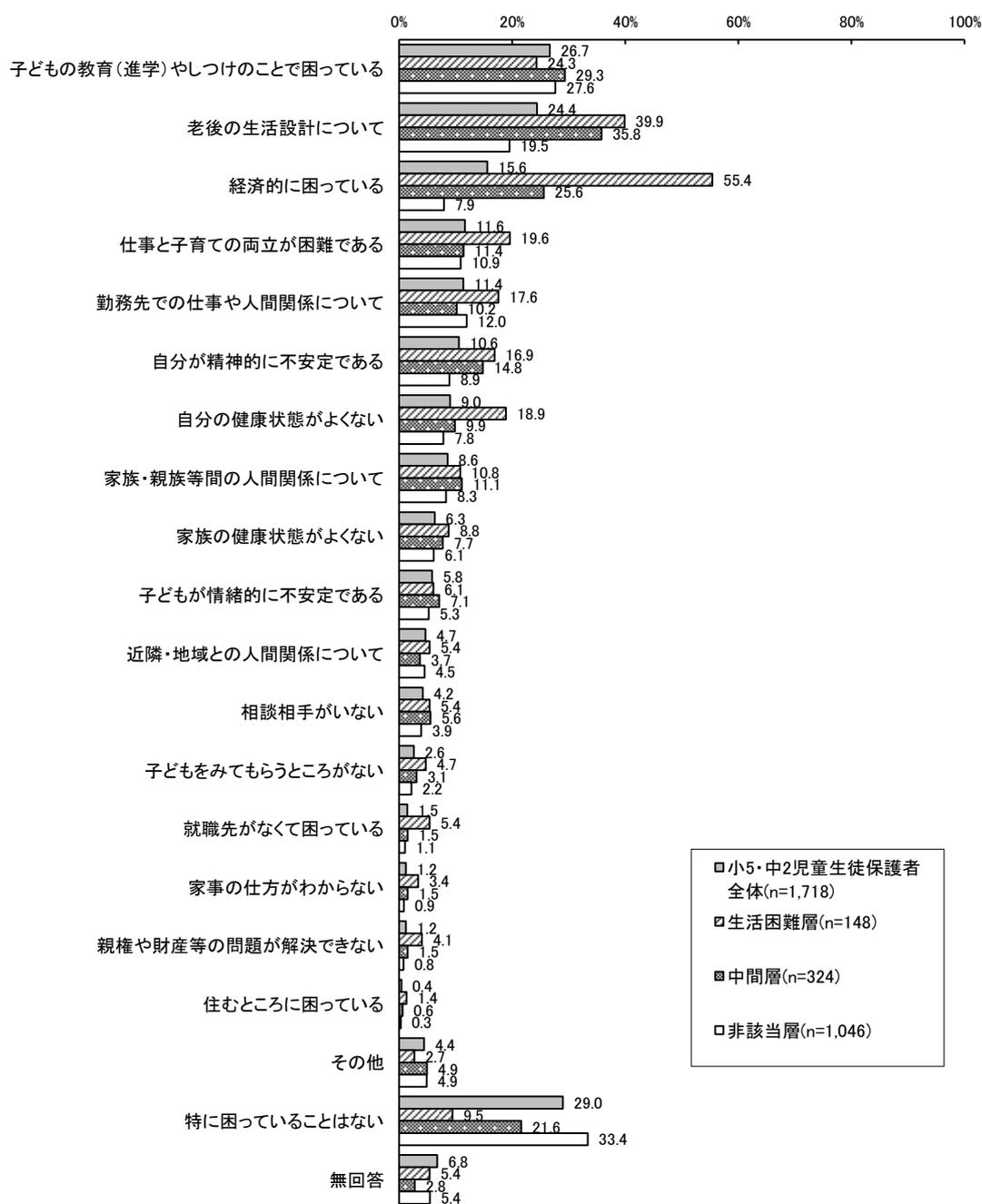
【就学前児童保護者・生活状況別】現在の悩みや不安



小5・中2児童生徒保護者の生活状況別では、生活困難層の「経済的に困っている」が55.4%と突出して高く、非該当層の7.9%を大きく上回っています。生活困難層では、次いで「老後の生活設計について」39.9%、「子どもの教育（進学）やしつけのことで困っている」24.3%をはじめ、「仕事と子育ての両立が困難である」「自分の健康状態がよくない」「勤務先での仕事や人間関係について」「自分が精神的に不安定である」などの項目で、他の層の割合を上回っています。

また、「特に困っていることはない」は9.5%であり、中間層の21.6%、非該当層の33.4%を大きく下回ります。

【小5・中2保護者・生活状況別】現在の悩みや不安

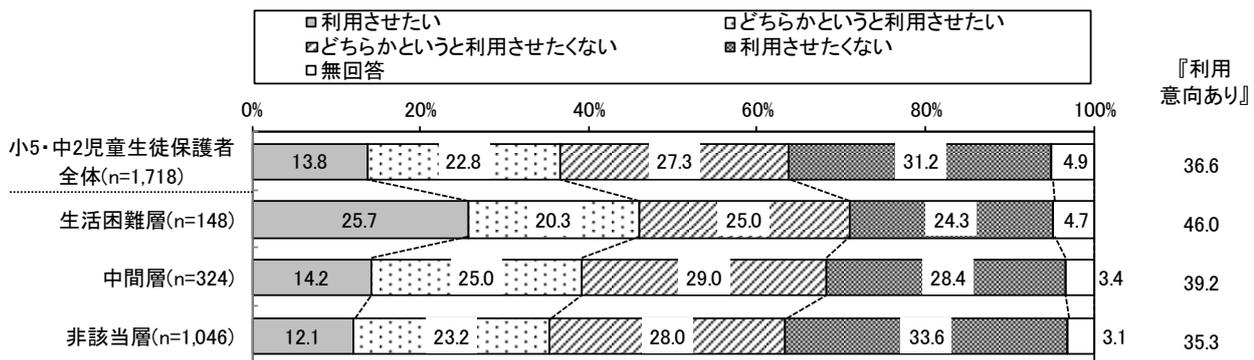


② 支援に対する意向や相談相手

(I) 子どもが食事できる居場所の利用意向

子どもが食事できる居場所の利用意向について、小5・中2児童生徒保護者では、「利用させたくない」が31.2%、「どちらかという利用させたい」が27.3%、「利用させたい」と「どちらかという利用させたい」を合わせた『利用意向あり』は36.6%となっています。生活状況別でみると、生活困難層で「利用させたい」が25.7%と他の層を大きく上回っており、『利用意向あり』の割合は、生活困難層ほど高くなっています。

【小5・中2保護者・生活状況別】子どもが食事できる居場所の利用意向

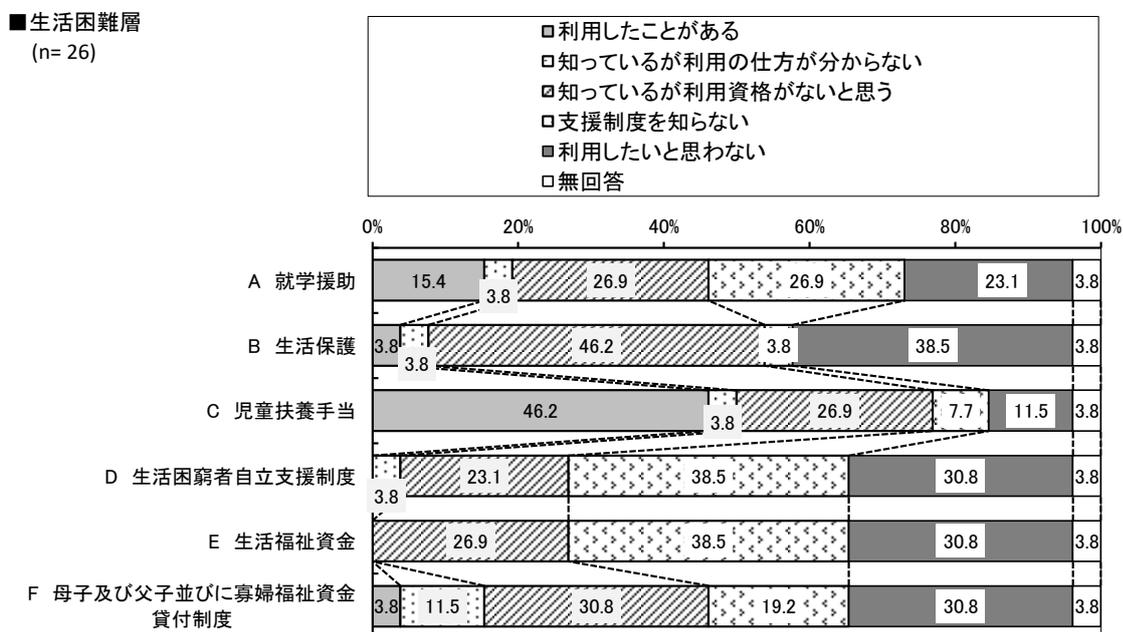


(II) 支援制度の利用

支援制度の利用について、就学前児童保護者の生活状況別では、生活困難層で「利用したことがある」割合が児童扶養手当で46.2%、就学援助で15.4%であり、他の層を大きく上回ります。また、生活困窮者自立支援制度は、生活困難層ほど「支援制度を知らない」割合が高くなっています。母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度についても、「知っているが利用の仕方が分からない」は生活困難層のみ1割を超えます。

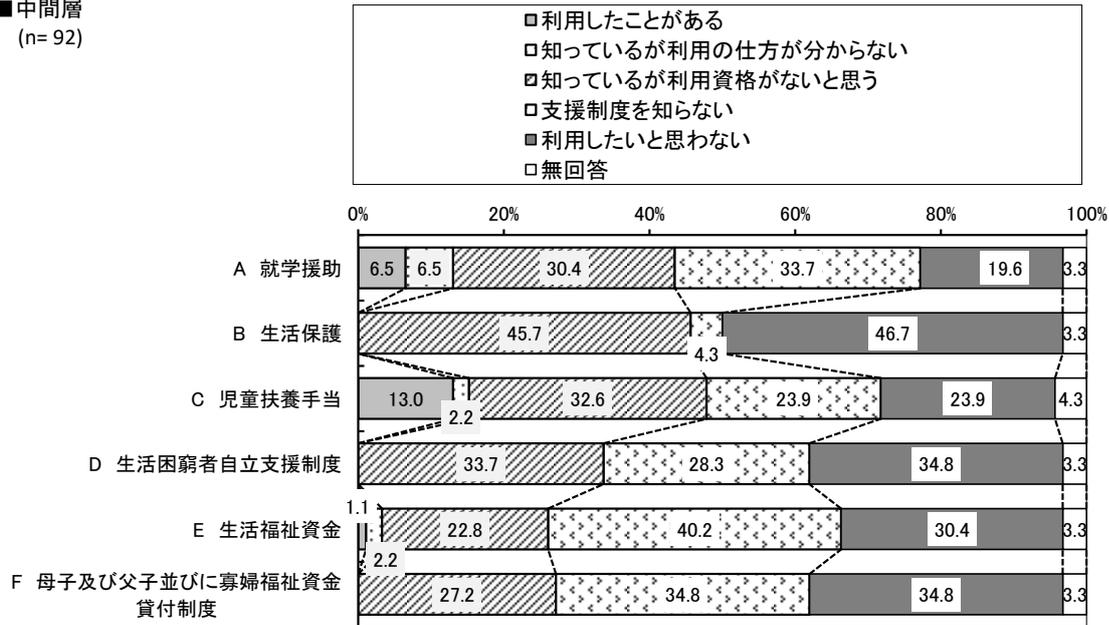
一方で、「知っているが利用資格がない」や「利用したいと思わない」割合は、非該当層ほど高い傾向にあります。

【就学前児童保護者・生活困難層】支援制度の利用



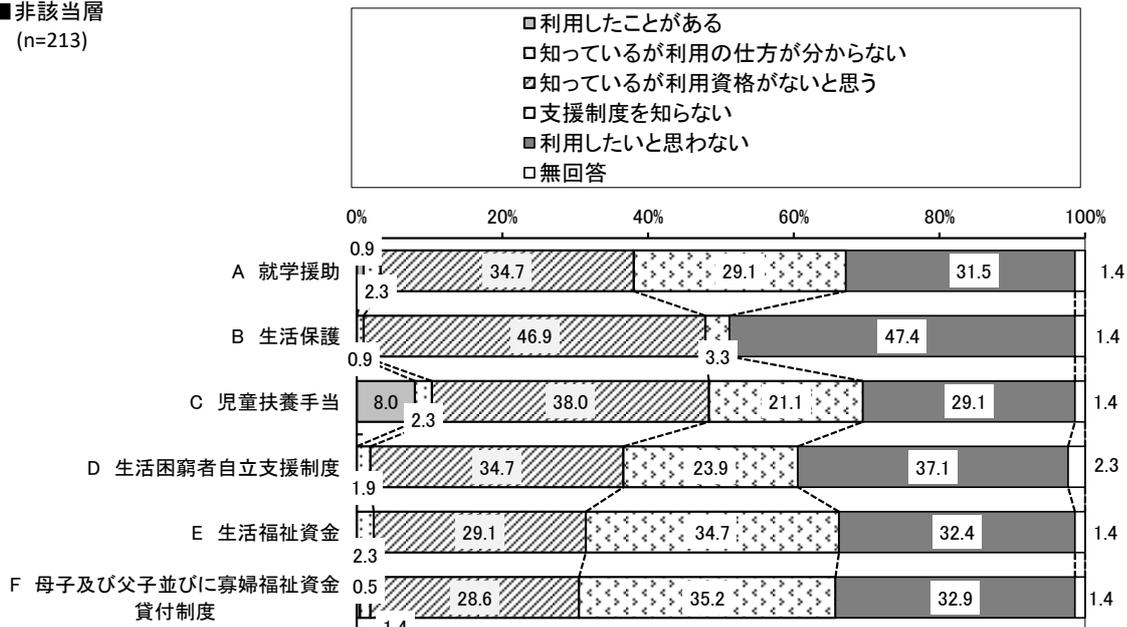
【就学前児童保護者・中間層】支援制度の利用

■ 中間層
(n=92)



【就学前児童保護者・非該当層】支援制度の利用

■ 非該当層
(n=213)

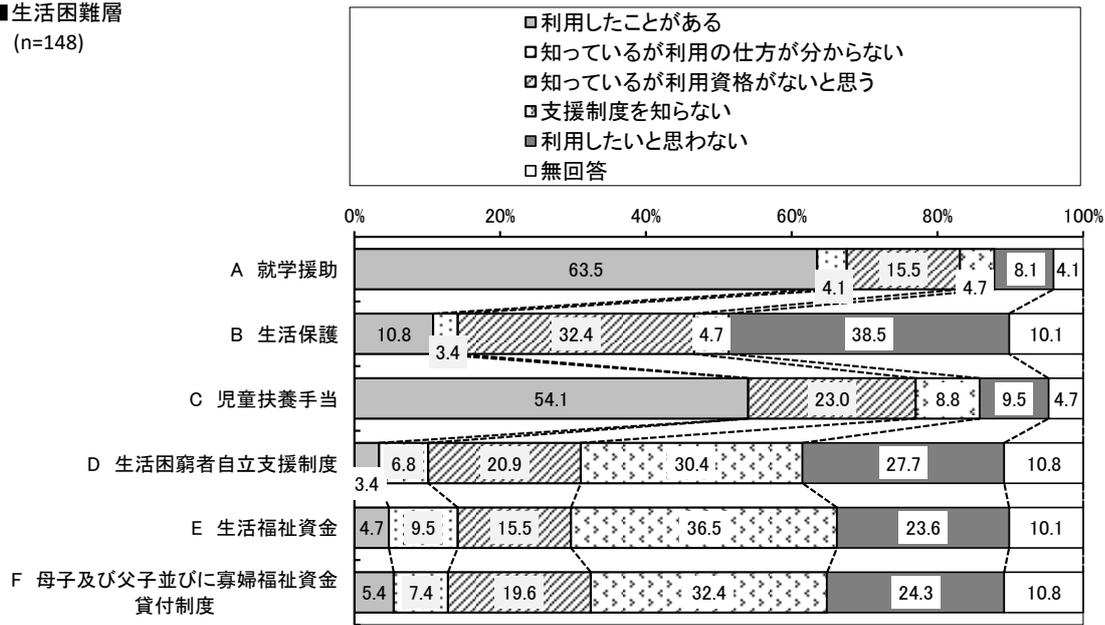


小5・中2児童生徒保護者の生活状況別では、生活困難層で「利用したことがある」割合が就学援助で63.5%、児童扶養手当で54.1%であり、他の層を大きく上回ります。また、生活困窮者自立支援制度や生活福祉資金、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度については、生活困難層ほど「支援制度を知らない」割合が高い傾向が見られます。

一方で、「知っているが利用資格がない」や「利用したいと思わない」割合は、非該当層ほど高い傾向にあります。

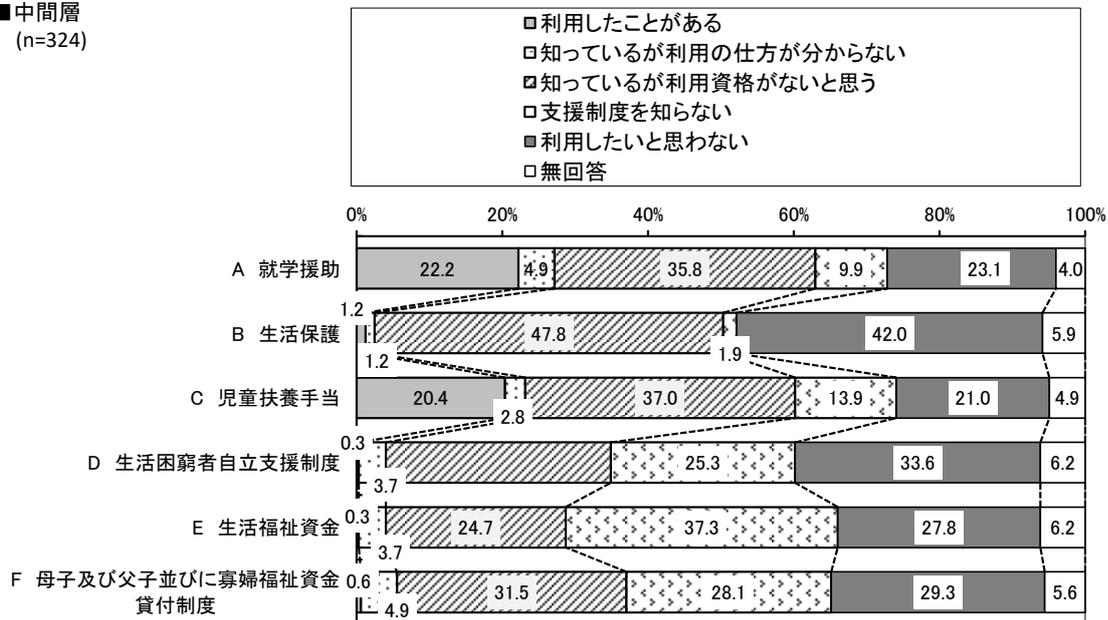
【小5・中2保護者・生活困難層】支援制度の利用

■生活困難層
(n=148)



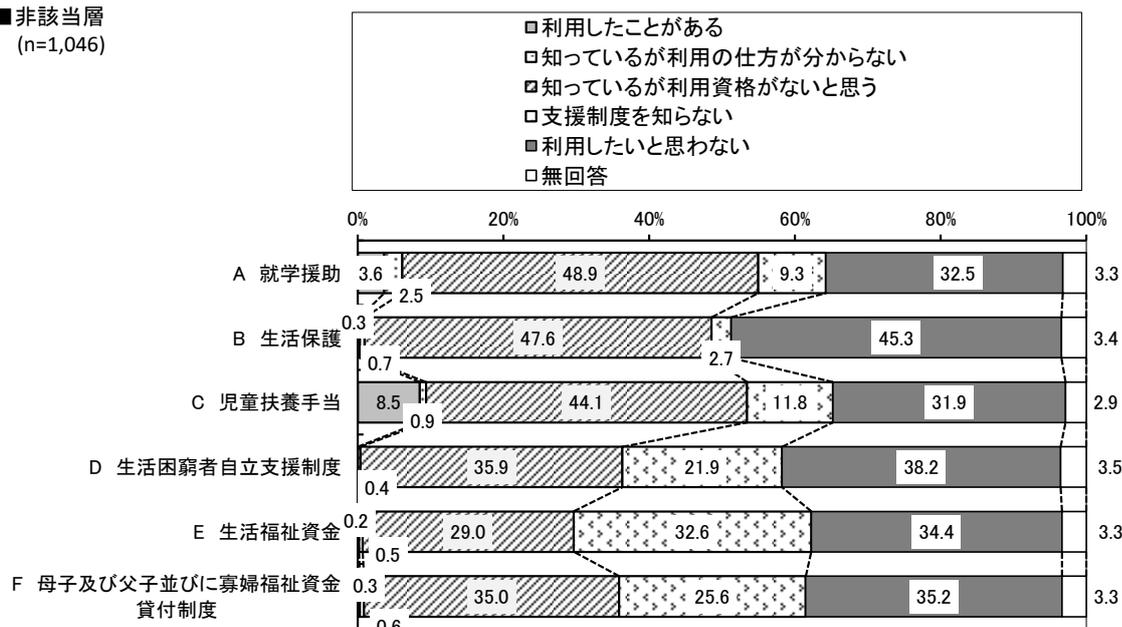
【小5・中2保護者・中間層】支援制度の利用

■中間層
(n=324)



【小5・中2保護者・非該当層】支援制度の利用

■非該当層
(n=1,046)

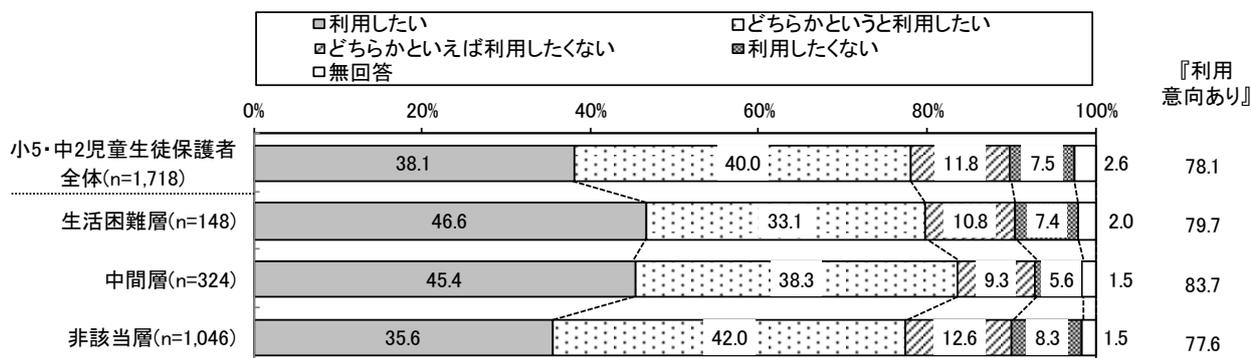


③ 子どもの教育や進学について

(I) 子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所の利用意向

子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所の利用意向について、小5・中2児童生徒保護者では、「利用したい」38.1%と「どちらかという利用させたい」40.0%を合わせた『利用意向あり』は78.1%となっています。生活状況別でみると、『利用意向あり』は、中間層の83.7%が最も高くなっています。

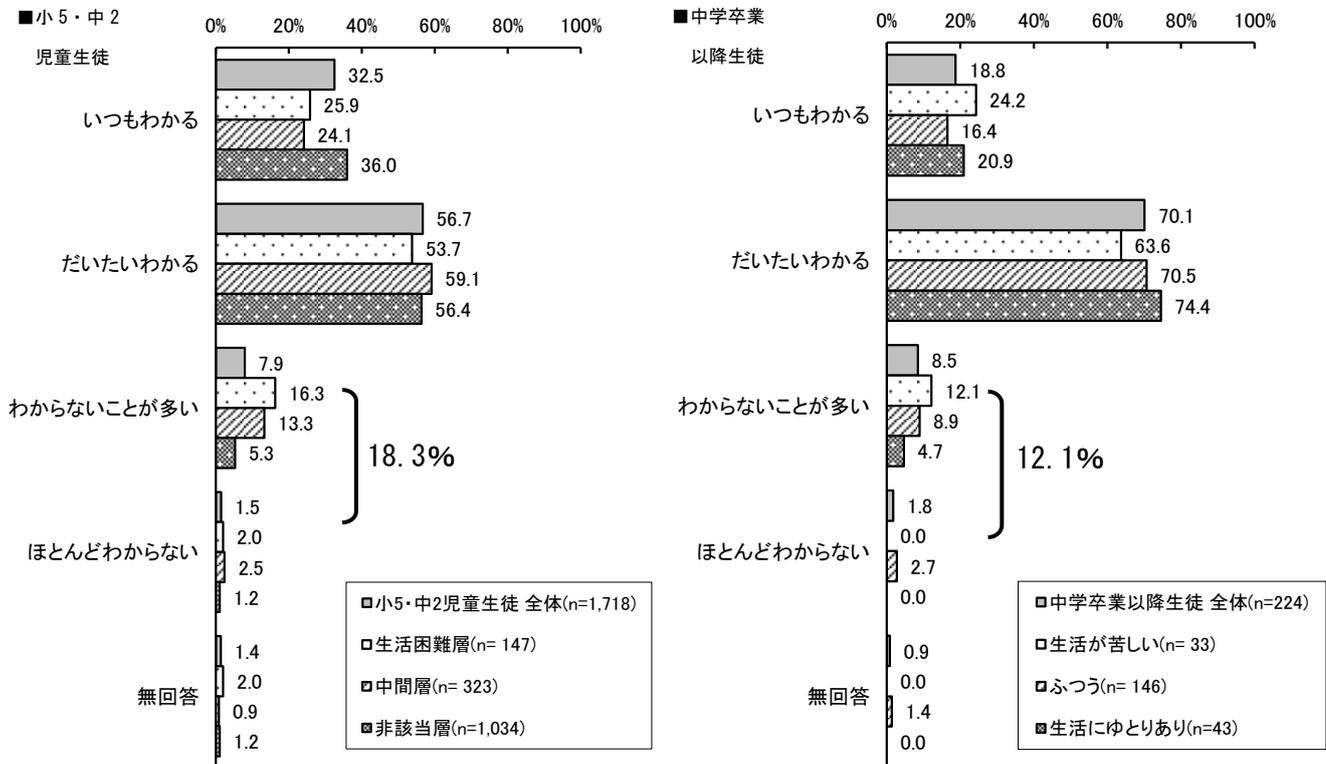
【小5・中2保護者・生活状況別】子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所の利用意向



(II) 学校の授業の理解度

学校の授業の理解度について、いずれの調査も『わからない』（「わからないことが多い」「ほとんどわからない」との回答の合計）割合が生活困難層ほど高い傾向にあります。

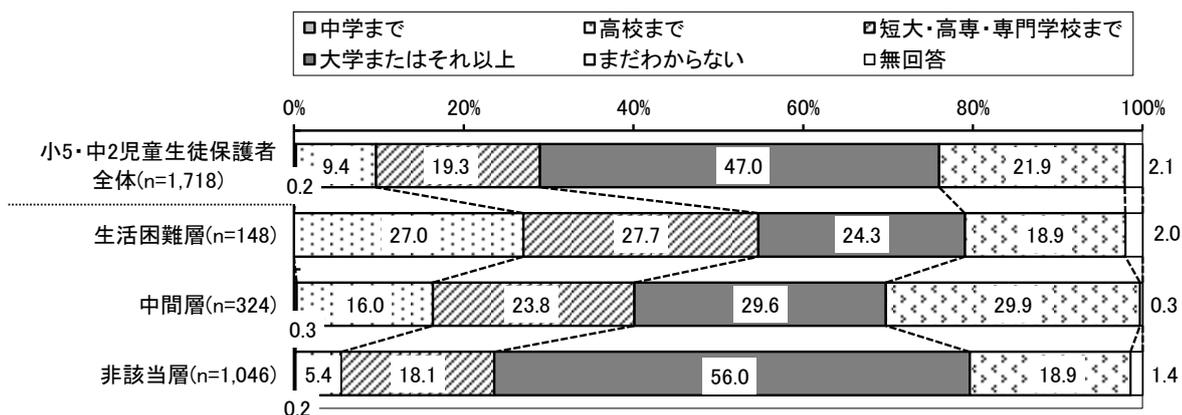
【小5・中2児童生徒・中学卒業以降生徒・生活状況別】学校の勉強の理解度



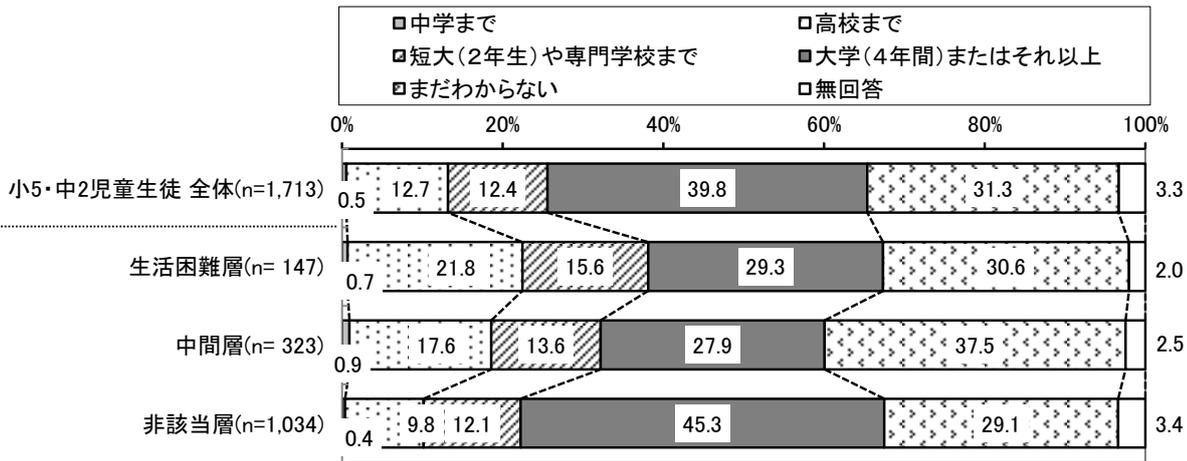
(III) 進学について

児童生徒自身の進学の希望について、小5・中2児童生徒調査では、生活困難層ほど、「高校まで」、非該当層ほど「大学（4年間）またはそれ以上」の割合が高くなっています。また、保護者と比較すると、「高校まで」との回答は児童生徒に比べ保護者で多くなっています。（児童生徒 21.8% < 保護者 27.0%）

【小5・中2保護者・生活状況別】子どもの将来の進学段階の予想



【小5・中2児童生徒・生活状況別】進学希望

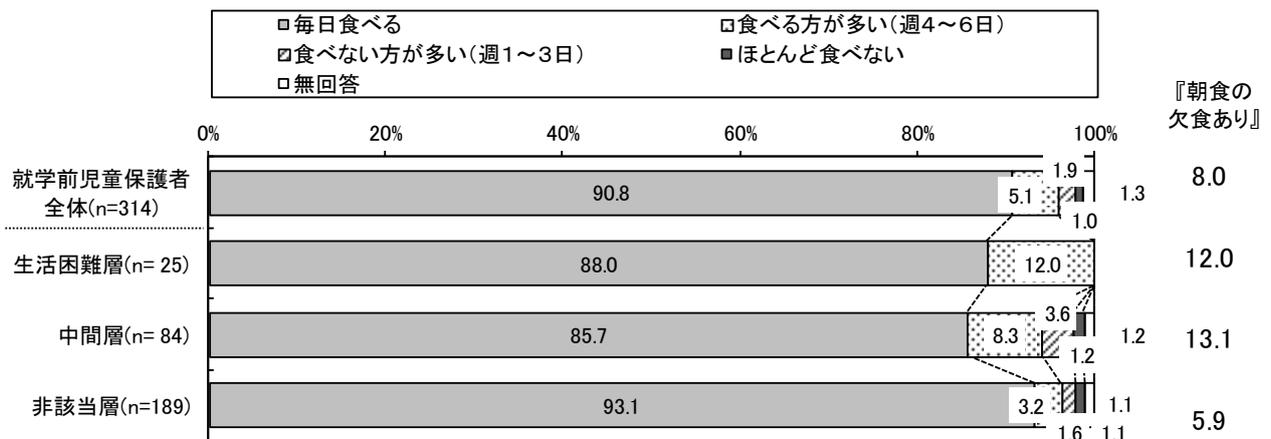


④ 子どもの生活や健康について

(I) 子どもの朝食の摂取

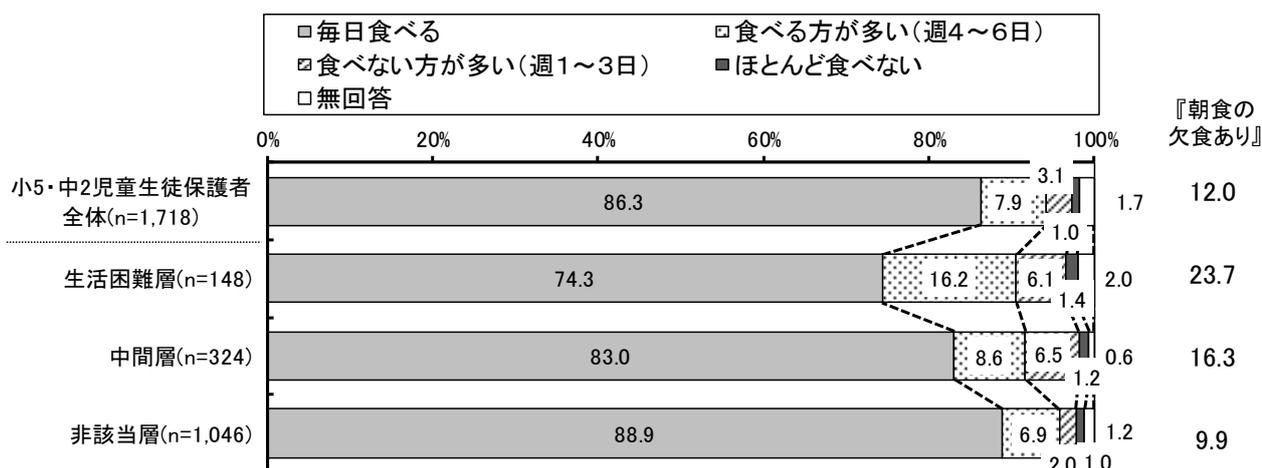
子どもの朝食の摂取について、就学前児童保護者では、「毎日食べる」が90.8%、「食べる方が多い(週4~6日)」が5.1%、「食べない方が多い(週1~3日)」が1.9%、「ほとんど食べない」が1.0%となっています。生活状況別では、「毎日食べる」は非該当層の93.1%が最も高い。「食べる方が多い(週4~6日)」と「食べない方が多い(週1~3日)」と「ほとんど食べない」を合計した『朝食の欠食あり』は生活困難層と中間層で1割台となっています。

【就学前児童保護者・生活状況別】子どもの朝食摂取



小5・中2児童生徒保護者では、「毎日食べる」が86.3%、「食べる方が多い(週4～6日)」が7.9%、「食べない方が多い(週1～3日)」が3.1%、「ほとんど食べない」が1.0%となっています。生活状況別では、「毎日食べる」は非該当層の88.9%が最も高くなっています。『朝食の欠食あり』は生活困難層ほど高く、生活困難層では2割を超えています。

【小5・中2保護者・生活状況別】子どもの朝食摂取



(2) 関係団体アンケート

① 保護者や子どもの状況について

(I) 生活困難を抱える子どもや家庭との関わり

生活困難な状況を抱えている、またはそれが疑われる子どもや家庭における「問題がある」とされた割合は、関わる子どもの年代が上がるほど高い傾向が見られ、中学校では約9割となっています。

「問題がある」とした場合に、子どもや家庭に当てはまる内容についてたずねたところ、保育所、小中学校、学童保育所ともに、保育料や教材費・給食費等を「滞納している」、中学校では「修学旅行等の行事参加費の支払いができない」が多く挙げられています。また、「朝食・夕食を食べていない」や「お風呂に入っていない様子がある」など、子どもの基本的な生活習慣に関する回答や、小中学校では「保護者との連絡がとれない」との回答も多くなっています。

(II) 子どもの抱える困難の内容

子どもの抱える問題の内容については、いずれの関係機関においても「基本的な生活習慣(あいさつや食生活、整理整頓など)」「親子・家族関係」「心や体の健康状態」「住環境や生活環境」などが多く挙げられ、多岐にわたる問題を抱えていることがわかります。

(Ⅲ) 保護者の抱える困難の内容

保護者の抱える困難の内容については、保育所では「就労」や「経済状況」、小中学校では「子どもの養育・しつけ」「不規則な生活」が多く挙げられています。学童保育所では、「子どもの養育・しつけ」「就労」「経済状況」のほか、多くの項目が挙げられています。

(Ⅳ) 生活困難とヤングケアラーとの関係

ヤングケアラーと思われる児童生徒の有無について、「いる」との回答は、関わる子どもの年代が上がるほど高い傾向が見られ、中学校では3割台半ばとなっています。また、自由記述の内容からは、具体的な子どもの状況が明らかとなりました。

(Ⅴ) 生活困難家庭との関係

保育所からは、「関係は良好」との回答が見られた一方で、小中学校では、「保護者と連絡が取れない」ことや「状況把握が難しい」ことが挙げられています。学童保育所においては、「保護者に支援しやすい立場・関係にある」との回答が多く挙げられているものの、「保護者が相談をためらう」ケースや、「関係構築に不安」を感じている回答も見られました。

② 支援・連携の内容や課題

(Ⅰ) 必要だと思う支援策

いずれの関係機関においても「保護者の支援」が多く挙げられました。また、小中学校、学童保育所では、「子どもの生活支援」を望む回答も共通して見られ、関係機関が連携し、生活に困難を抱える子どもの早期発見が求められています。

(Ⅱ) 各機関で実際に行った支援・果たすべき役割と考えること（一部抜粋）

① 保育所

	項目	内容
実際に行っている支援	気づきと信頼関係の構築	話を傾聴し、メンタル面や体調に寄り添い、子ども達の成長を一緒に喜びあう。
	他の機関との連携と情報共有	関連機関と連携し、問題を共有することで対策を講じる。
	子どもの生活支援	食事や睡眠のサポート、衣服の提供。
	保護者への情報提供	必要な支援を受けられるように関係機関を紹介する。
	保護者の支援	保護者と面談を行う。
役割とは 保育所が担う 保育所が考える	関係機関へのつなぎ・情報共有	支援に繋がれるように行政と連携を密にした支援や関係機関への紹介。
	気づき・早期発見	虐待防止、サインを見逃さない等。
	子育て支援	地域に根ざした子育ての交流が出来ていくとよい。

② 小学校

	項目	内容
実際に 行った 支援	実態の把握	家庭訪問を行い、家庭の様子を確認。
	他の機関との情報共有と連携	児童相談所との連携や市への情報提供、民生委員・児童委員と主任児童委員との情報交換。
	関係機関へのつなぎ・情報提供	必要とする支援を受けられるよう行政や関係機関へと繋ぐ。
	信頼関係の構築・相談対応	保護者の立場に寄り添うことや子どもの学習の取り組み方について助言する。
小学校が 考える 小学校が 担う 役割とは	家庭への関わり方	児童の経済的な問題に学校が関与することは困難である。学校が行える支援は児童に対し、学習や学校生活を円滑に行う社会性を身につけることだと考える。
	相談体制の充実・情報提供	児童の孤立化を防ぐこと。家庭と行政のパイプ役として情報を共有し、相談できる場を提供する。
	他の機関との連携と情報共有	子どもの変化を察知し、迅速に関係機関との連携を行う。

③ 中学校

	項目	内容
実際に 行った 支援	保護者の支援	教材費の分割払いを保護者と相談のうえ、個別に計画を立てて行った。
	信頼関係の構築や相談対応	スクールソーシャルワーカーとの面談、進路相談等の連携。
	実態の把握	教育相談部会での状況把握や生徒本人との話し合い。
	他の機関との連携と情報共有	行政機関との連携や主任児童委員への協力依頼、児童相談所への連絡。
	子どもの学習や登校への対応	放課後に学校に登校させる。
中学校が 考える 中学校が 担う 役割とは	家庭への関わり方	相談には応じているが、学校が生徒の家庭環境に介入することは限界がある。
	他の機関との連携と情報共有	問題を抱える子どもの早期発見、諸機関への早期連携。
	相談体制の充実や情報提供	行政サービスの提案、コーディネーターの紹介や相談室や保健室と連携し、本人へのカウンセリングを実施。
	子どもの学習支援	生徒本人に対する学習支援。
	その他	学校が困難を抱える子のために使える予算を配当。

④ 学童保育所

	項目	内容
実際に行った支援	信頼関係の構築・相談対応	保護者の話を受け止め、寄り添う。子どもたちの細やかな様子を共有する。
	保護者への支援	交流会等を通し、保護者同士のつながりを作った。保護者の悩みを聞き、励ました。
	組織内での気づきの共有	職員間での情報共有や子どもからの情報収集を行っている。
	他の機関との連携と情報共有	小学校・児童相談所等の関係機関との情報共有及び繋ぎ。
	地域へのつながりや情報提供	地域のつながりを作るよう配慮し、必要な相談機関を紹介した。
	子どもの生活支援	提供するおやつを腹持ちの良いものにすることや、プレゼントや景品を筆記用具等の必需品にするなど、子どもたちが安心して過ごせる居場所作りを心がけている。
	子どもの教育・体験への支援	キャンプやおでかけなどの行事参加費を家庭ごとの個別支出ではなく、バザーの収益や保護者会費で補填した。
学童保育所が考える学童保育所が担う役割とは	保護者との関係構築	孤独な子育てとならぬよう保護者の悩みや思いに寄り添い、精神的なケアを行う。
	状況把握・早期発見	子どもの発するかすかなサインや変化を見逃さない。状況を把握し、言動を記録する。
	子どもの生活支援	食事やおやつを提供。子どもの心が豊かであるように行事や遊びを通して社会性を育む。子どもが安心して過ごせる居場所づくり。
	相談体制の充実と情報提供、支援へのつながり	子育てについての悩みを聞き、行政の支援へとつなげる。職員が相談相手としての専門性を高められるよう関係機関の講義を受講する。
	他の機関との連携と情報共有	家庭環境を細かに観察し、学童保育所として知り得た情報を関係機関に共有する。経済的理由で在籍できない世帯こそ入所してもらい、支援に繋げる必要がある。
	保護者同士の交流促進	保護者が孤立しないよう職員だけでなく、保護者同士が共助できるよう繋がる機会をつくる。
	支援制度の強化、充実	学童の保育料の減免や負担軽減、福祉機能の強化。児童の居場所提供に加え健全育成を目的とした組織の担う放課後子供教室の必要性。

(3) グループヒアリング

① 保護者や子どもの状況について

(I) 生活困難を抱える子どもや家庭との関わり

グループヒアリングにおいては、多くの団体で生活困難な状況を抱える子どもや家庭との関わりがあることが確認されました。また、支援を必要とする人・家庭ほど支援につながりにくいこと、コロナ禍にあつて、話を聞くなどの直接的な支援の機会が奪われ状況を把握しにくいなど、支援の難しさについても意見が挙げられました。

(II) 子どもの抱える困難等

子どもの抱える困難としては、学力やさまざまな体験の不足、基本的な生活習慣が確立されていないこと、不登校の子どもが存在などが指摘されました。

(III) 家庭や保護者の抱える困難・課題等

家庭や保護者の抱える困難としては、ひとり親世帯、子どもや親自身の障害、外国籍、DV等複合的な問題を抱えていることが多いことなどが確認されました。

(IV) 生活困難とヤングケアラーとの関係

生活困難な家庭の中には、ヤングケアラーと思われるケースが実在するとの回答（指摘）があり、深い関わりがあるものと考えられます。また、その背景として保護者の疾患や障害、多子世帯、外国籍等との関連も指摘されています。

② 支援・連携の内容や課題

(I) 子どもの貧困に対する組織的な支援

多くの団体で、見守り、団体内での情報共有、家庭訪問、行政支援や学校へつなぐ役割をはじめ、子どもの貧困に対する組織的な支援を行っていることが確認できました。一方で、行政支援につなぐ際の窓口がわからない、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等との情報共有の場がほしい、学校により対応に差がある等の指摘がありました。また課題として、支援者に求められる知識、専門性、支援者自身の相談先、ボランティア等が挙げられました。

(Ⅱ) 子どもの貧困に対する関係機関との連携

すべての団体で、市をはじめとするさまざまな主体と連携していることが確認できました。特に、民生委員・児童委員、主任児童委員や学習支援教室ではすべての主体と連携していると回答するなど、一部で連携・協力体制が構築されていることがうかがえます。課題として、市以外のネットワークとは連携しているが、行政との連携がないという声や関係性の強化、関係機関または支援者間の連携強化を求める声もあります。

(Ⅲ) 子どもの貧困対策として必要な取組

子どもの貧困対策として市に望む取組については、就労支援をはじめ保護者への支援の強化、公共施設を活用した子どもが“何をしなくてもいられる”居場所の提供や子ども食堂の充実、就学手続き書類の多言語化、支援者間の連携・つながりの強化や情報共有の場、生まれてから青年期も含めた切れ目のない支援、子どもに関する情報の一元化などさまざまな提案がありました。

(4) 調査結果から見える課題の整理

各種調査結果等を踏まえ、本市における主な課題を次のとおり整理しました。

課題1 保護者の生活の安定と就労の支援

アンケート調査では、ひとり親世帯の母親で、生活困難な状況を抱える割合が高くなっています。また、そうした家庭の保護者の就労状況はパートタイム等の非正規雇用が多く、現在の生活の状況についても、『生活が苦しい』と回答する人が多く見られました。一方で、両親がいる世帯であっても、子どもの数が多いほど生活困難な状況に陥りやすい傾向にあります。

ひとり親世帯では、仕事と家事負担がひとりの保護者に集中することから、保護者にかかる身体的、精神的な負担が大きく、子どもとの時間が十分にとれない等の影響が考えられます。

アンケート調査においては、生活困難層ほど多岐にわたる悩みや不安を挙げており、精神的不安や健康不安を抱える割合も高くなっています。ヒアリング調査でも生活から就労までさまざまな内容に対応できる相談体制の充実が求められていることから、ひとり親をはじめとする保護者が相談しやすい体制づくりや生活の安定に向けた支援が求められます。

また、特に就学前児童保護者の生活困難層で、精神的不安や生活が苦しいと感じている割合が高いことから、母子健康手帳の交付時や各種事業でのあらゆる機会を捉え、生活困難に陥りやすい傾向にある保護者の早期把握を行うとともに、本人の希望を尊重しながら、必要な支援制度や専門相談へとつなげることが重要です。

併せて、生活困難層で就労や仕事と家庭の両立に関する悩みを抱える保護者が多いことを受け、就労支援や多様な就労に対応した保育、企業に対し働きやすい環境づくりを推進していく必要があります。

課題2 必要とする人が支援につながるための情報提供と連携の強化

アンケート調査では、生活困難層ほどフードパントリー（食料支援）や子どもが食事できる居場所の利用意向が高くなっています。現在、NPO やボランティアを中心に市内で子ども食堂が6か所、フードパントリーが4か所で開催されていることから、必要とする人に届きやすい周知方法や利用しやすい仕組みづくりが求められます。

各支援制度について、アンケート調査では、生活困難層で就学援助や児童扶養手当の利用経験が多くなっていますが、その他の支援制度については、知らない・利用の仕方が分からない等の回答が多く、生活保護については、生活困難層においても4割近くが利用したいと思わないと回答しています。支援制度については、その対象者や制度の内容・目的、利用方法などの情報が真に必要な人に届き、適切な利用に結びつくよう、制度の周知方法の工夫が必要です。

また、ヒアリング調査では、支援が必要な人ほどつながりにくいこと、ひとり親世帯、ダブルワークによる多忙さ、子どもや保護者自身に障害・疾患があったり、DV、外国人世帯であることなど、複合的な課題を抱える傾向が強いことが指摘されています。重複した課題に対応するための市の支援体制の整備や相談窓口の一本化、支援者同士の情報共有・連携の場についても検討する必要があります。

課題3 子どもの学習支援と進学に対する経済的支援

子どもの気持ちを大事にする会話や読み聞かせ等は、子どもの非認知能力(気づく力や人と関わる力など、社会を生き抜く力)を伸ばす上で役立つとされていますが、アンケート調査では、生活困難層ほどそうした働きかけが難しいとの回答が多く、ヒアリング調査においても、生活困難層で子どもの健全な育成を促す体験の不足が指摘されています。生活状況に関わらず、子どもの健やかな育ちが保障されるよう、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境整備と自立する力の育成や多様な体験ができる機会の充実に求められます。

アンケート調査では、生活状況にかかわらず子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所のニーズは高くなっていますが、生活困難層ほど学習の遅れや習い事・塾に通わせることができない家庭が多いことを踏まえ、学校での学習による基礎学力の定着を基本に、現在、生活困窮世帯等や一部のひとり親家庭を対象に行っている学習支援教室において、一人ひとりの理解度に合わせた寄り添い型の学習支援を今後も継続する必要があります。

また、アンケート調査では、生活困難層で教育費への不安が大きく挙げられています。子どもの進学希望が経済的な理由により絶たれることがないように、国や県をはじめとする高校進学に対する各種給付金や奨学金制度のわかりやすい情報の周知と利用促進が重要です。

課題4 子どもの生活・健康の見守り体制の充実

子どもの生活習慣や健康については、アンケート調査から生活困難層ほど睡眠時間が短く、朝食の欠食の割合が高いことがわかっています。そのほか、小中学校の児童生徒については、生活困難層ほど痛む歯やむし歯がある割合が高く、中学卒業以降の子どもについては、生活困難層ほど不健康だと感じる割合や精神的不安をもつ割合が高い傾向が見られます。

学童期に基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭への情報提供や意識啓発を通じた家庭教育の支援、また、健康状態やこころの状態の悪化から不登校などにつながることを防ぐよう、学校、地域、スクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携により生活困窮の可能性のある児童生徒の生活や健康に対する見守り体制の充実に望まれます。また、ヒアリング調査で指摘されたように、「子どもの貧困」に対する地域の理解を深め、地域で子どもを育てる・見守る意識を醸成することも重要となります。

近年、県の条例や計画の策定によりその存在が大きく取り沙汰された「ヤングケアラー」との関連については、ヒアリング調査からもそうした状況の子どもがいることが指摘されています。また、子どもを対象としたアンケート調査では、生活困難層ほど「きょうだいや家族の身の周りの世話」にかかる時間が長い、保護者を対象とした調査からは、生活困難層で子どもに家事の一部を任せる割合が高い傾向が見られました。本来大人が担うとされているケア責任を引き受けて家事や家族のサポートを行っている「ヤングケアラー」であるかについては、今回のアンケート調査の結果のみでは判別が難しいところではありますが、「ヤングケアラー」の存在について、まずは教育・子育て支援の関係者が認識し、子どもの状況を把握しながら必要に応じて支援につなげる体制づくりが必要です。